

集落営農法人化による農地保全を 目指して¹

大阪大学 赤井研究室

2017年12月

唐井優希

伊藤拓真

沖田菜緒

法川真耶

秋富紗衣

白石佳菜子

鈴木創也

植田康大

¹ 本報告書は、2017年12月9、10日に行われるWEST論文研究発表会2017年度本番発表会に提出する論文内容を報告するものである。本報告書にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。なお、本稿の作成にあたっては、赤井伸郎教授(大阪大学)をはじめ、多くの方々から有益かつ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。

要旨

本稿では、耕作放棄地の発生抑制を目的として、「担い手」への農地集積に有効である、集落営農の法人化を推進する政策の効果検証を行う。

近年我が国では、外部不経済の要因となる耕作放棄地の増加が喫緊の課題となっている。この問題に対し、政府は効率的かつ安定的な経営体である「担い手」に農地を集積し、耕作放棄地の発生抑制を図る方針をとりまとめた。「担い手」には集落営農や認定農業者等の経営体が含まれているが、農地保全意識が高い点や組織経営体として継続的に農地を維持管理できる点から、本稿では集落営農に着目する。政府は2013年の閣議決定において、2023年までに「担い手」への農地集積を8割達成するという目標を掲げたが、現在、農地集積率は53%にとどまっている。今後さらなる集積を進めていくためには、「担い手」ひいては集落営農の育成が必要不可欠である。そこで政府は、集落営農の法人化を推進している。

法人化には農地貸借上の信用力の向上といった効果がある一方で、集落営農が法人化するにあたっては複数の障壁が存在する。それに対し、農林水産省や都道府県は様々な法人化支援策を行っているが、法人化目標期限を延長して法人化を先送りにした集落営農や法人化の意向がない集落営農も多く存在する。本稿では、集落営農の法人化が進んでいないことを問題意識とし、法人化支援策の効果を分析する。

「現状分析・問題意識」では、耕作放棄地問題の現状について述べ、「担い手」へのさらなる農地集積を進めるための集落営農の法人化の重要性について説明する。また、集落営農が法人化するうえでの課題について触れ、それに対する法人化支援策について述べる。

「先行研究及び本稿の位置づけ」では、集落営農法人の設立展開・経営についての二つの事例研究と、政策以外の要因を考慮するための変数の参考とした研究を一つ挙げる。先行研究の限界として、全国の市町村を対象として研究していないこと、法人化支援策の効果を定量的に分析していないことが挙げられる。よって、全国の市町村ごとの法人化率のデータを用いて法人化支援策を定量的に分析することが本稿の新規性である。

「理論・分析」では、集落営農の法人化支援策が、集落営農の法人化に与える効果について、パネルデータを用いて実証分析を行う。分析結果から、農林水産省が行う「担い手経営発展支援事業」における専門家派遣とパンフレット作成・配布、さらには都道府県が独自に行う法人化マニュアル作成・配布と意向調査が法人化推進に有効であることが明らかとなった。

「政策提言」では、「理論・分析」の分析結果をもとに、政策提言を行う。

【政策提言Ⅰ】法人化に関する実態把握及び普及啓発

【政策提言Ⅱ】専門家派遣の円滑化

【補足提言】集落営農内の合意形成支援

提言Ⅰでは、集落営農の法人化に対する動向を把握することを目的に、集落営農に対して法人化の意向調査を行うことを提言する。各道府県へのアンケート調査より、法人化を検討し、行政からの支援を必要としている集落営農を把握できていないことが示された。そこで、意向調査を通して集落営農の実態把握を行ったうえで、法人化を検討していない段階の集落営農に対して情報を提供するためにパンフレットの作成・送付を行うこと、法人化を検討している集落営農に対して手続き等に関する情報を提供するためにマニュアルの作成・送付を行うことを提言する。

提言Ⅱでは、法人化に関する専門家派遣の円滑化を提言する。各道府県へのアンケート調査より、専門家派遣を実施している都道府県においては、専門家として派遣する人材の不足、専門家の農業に関する知識不足が課題であることが明らかとなった。そこで、各都道府

県の士業団体との連携、専門家に対する勉強会の実施、専門家と普及指導員の同時派遣を行うことを提言する。

補足提言では、集落営農の法人化に向けて、普及指導員が集落営農内の合意形成を支援することを提言する。各道府県への聞き取り調査において、法人化にあたっては集落営農の合意形成が課題であることが明らかとなった。そこで、普及指導員が集落営農の法人化に向けた話し合いに参加すること、そして法人化を検討している集落営農と既に法人化した集落営農との橋渡し役を担うことを提言する。

以上の政策提言により、集落営農の法人化が推進されることで、農地集積が進み、耕作放棄地の発生が抑制され、農地の保全に寄与すると考えられる。

目次

要旨	2
目次	4
はじめに	6
現状分析・問題意識	7
第1節 放棄地と「担い手」	7
第1項 放棄地をめぐる現状	7
第2項 農政の期待する「担い手」への農地集積	9
第2節 集落営農への期待	10
第1項 農地の集積先としての集落営農	10
第2項 集落営農の育成の必要性	11
第3節 集落営農の法人化	12
第1項 農業経営の法人化	12
第2項 法人化による効果	13
第3項 集落営農の法人化への変遷	14
第4項 法人化の達成状況	15
第5項 集落営農の法人化の課題	16
第6項 集落営農の法人化へ向けた支援策	17
第7項 支援策を実施するうえでの課題	19
第4節 問題意識と研究目的	19
先行研究及び本稿の位置づけ	20
第1節 先行研究	20
第2節 本稿の位置づけ	20
理論・分析	21
第1節 検証仮説	21
第2節 分析とデータの枠組み	22

第 1 項 分析の枠組み.....	22
第 2 項 モデル式.....	22
第 3 節 変数の選択.....	23
第 4 節 基本統計量.....	29
第 5 節 推定結果.....	30
第 6 節 結果の解釈.....	32
政策提言 _____	34
第 1 節 政策提言の方向性.....	34
第 2 節 政策提言.....	35
第 1 項 法人化に関する実態把握及び普及啓発.....	35
第 2 項 専門家派遣の円滑化.....	40
第 3 項 集落営農内の合意形成支援.....	44
第 3 節 政策提言のまとめ.....	46
おわりに _____	48
先行研究・参考文献 _____	49

はじめに

近年、我が国の農業は、生産額の減少や、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足により、衰退している。その影響で耕作放棄地（以下、放棄地）の増加が深刻な問題となっている。放棄地とは「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年間に再び耕作する考えのない土地」である。そしてそれは農業従事者の離農等により農地の持続的な活用が困難になることで発生する。また、放棄地面積は、2015年時点では42.3万haにも及び、1990年以降の20年間で約2倍に増加している。農業従事者の高齢化が進むにつれ、放棄地は今後もさらに増加すると予想される。このように、農地が耕作放棄されることで、害獣の発生、火災誘発等の外部不経済の発生に繋がる。したがって、さらなる放棄地の増加を食い止めるべく、持続的に農地を保全することが重要である。

政府は農政の基本方針として、2013年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表した。同プランにおいては、放棄地対策として、農業経営力のある「担い手」を育成・確保することを目指している。この方針にしたがって、「担い手」に農地を集積することで、農地の持続的な活用が推進され、放棄地の発生の抑制が可能となる。しかし、現在、実際にある農地のうち「担い手」が耕作している農地の割合を示す農地集積率は政府の設定する目標に達しておらず、放棄地は依然として増え続けている。したがって、「担い手」の育成及び「担い手」に対する農地集積の取り組みのさらなる強化が求められている。

そこで本稿では、「担い手」に農地を集積することによって、増加する放棄地の発生を抑制し、「持続的な農地保全」を実現することをビジョンとして掲げ、研究を進める。

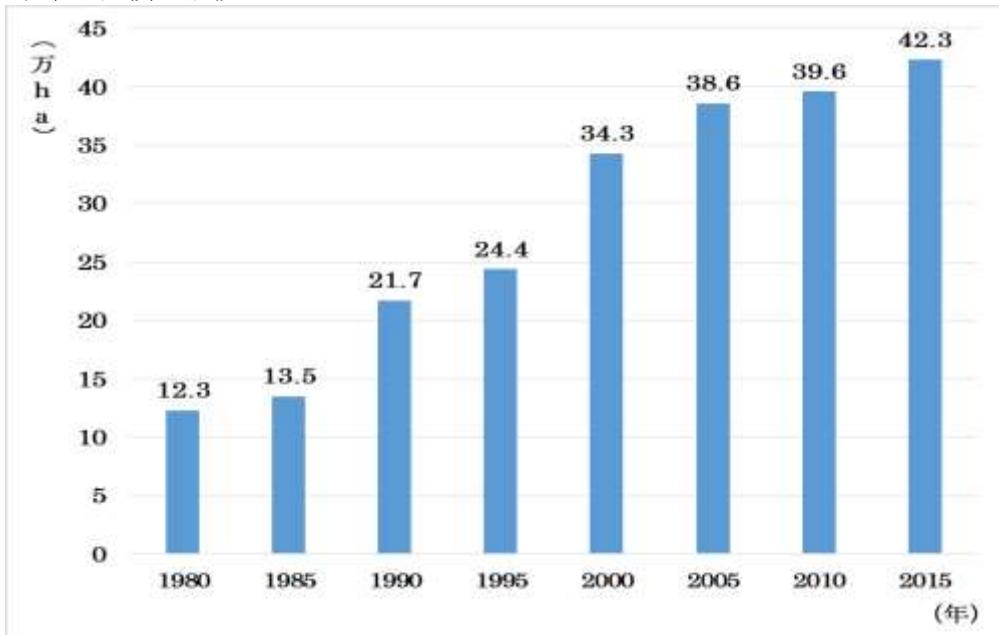
現状分析・問題意識

第1節 放棄地と「担い手」

第1項 放棄地をめぐる現状

近年、我が国では放棄地が増加傾向にある。「農林業センサス²」（以下、センサス）によると、放棄地とは、「以前は耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年間に再び耕作する考えのない土地」を指す。放棄地は、1990年以降増加を続けており、2015年のセンサスによると、放棄地の総面積は耕地全体の約10%に当たる42.3万haに達した（図1）。

図1 放棄地面積の推移



（農林水産省「農林業センサス」より筆者作成）

放棄地は、外部不経済を引き起こす点で問題である。国土交通省（2009）³によると、具体的な問題として「不法投棄のたまり場になる」、「害獣により営農環境が悪化する」、「火災の発生を誘発する」、「災害発生の危険性が高まる」等の外部不経済が挙げられる。したがって、放棄地は犯罪面や国土の保全面等から対策を講ずべき深刻な問題である。

² 農林水産省が、農林業施策の基礎資料となる統計を作成・提供するために、農林業を営む世帯・法人を対象に、5年ごとに行う調査。

³ 「空き地・空き家等外部不経済対策について」より。全国の市町村1804団体（回答数1217団体、回収率67%）を対象に実施したアンケート調査である。

放棄地の発生の背景には様々な要因が存在するが、主たる要因は農業従事者である農地の耕作者の不在である。農林水産省（以下、農水省）ホームページによると、農地の耕作者の不在が放棄地発生要因の 62.9%を占めている（表 1）。さらに、センサスによると、農業従事者の高齢化に伴う離農が進み、農業経営体の減少が続いている（表 2）。今後も高齢化に伴う離農が進行するにしたがい、放棄地は増加すると考えられる。

表 1 放棄地の発生要因

耕作者の不在	耕作者の高齢化、後継ぎ不足により労働力が不足している	45.0%
	地域内に農地の引き受け手がない	11.4%
	離農	6.5%
土地条件	生産性が低い（鳥獣害の被害が多いを含む）	12.8%
	ほ場整備事業の未実施等により、土地条件が悪い	9.8%
	米生産調整、かんきつ園転を契機として	4.2%
その他	相続による農地の分散化	2.9%
	道路条件等が悪く通作が不便である	2.7%
	土地の買占め	0.6%
	その他	4.0%

（農林水産省ホームページより筆者作成）

表 2 経営体数と農業従事者の平均年齢の推移

	2005年	2010年	2015年
農業従事者の 平均年齢（歳）	65.8	66.4	66.8
農業経営体数（万件）	200.9	167.9	137.7

（農林水産省「農林業センサス」より筆者作成）

農地が耕作放棄され荒廃が進むと、耕作可能な状態まで復元するためには多大な費用がかかる。森（2013）は、放棄地の復元には 1ha 当たり約 55 万円の費用が必要であることを指摘している。また、現存する放棄地を全て復元した場合、約 2327 億円という多大な費用が発生するとされているため、全ての放棄地の復元は現実的な対策ではない。

また、放棄地発生抑制の手段の一つとして、農地を住宅や商業施設に転用することが考えられる。しかし、農地転用による農地の多面的機能の喪失が懸念されている。農地の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養⁴、自然環境の保全等の機能を指す。日本学術会議（2001）⁵では、多面的機能の貨幣評価⁶を試算している。具体的には、農地の洪水防止機能は年間約 3.5 兆円、水源の涵養機能は年間約 1.5 兆円に換算され、その他の機能も合計した場合、多面的機能の貨幣評価は、約 5.8 兆円にものぼる。したがって、農地の多面的機能を維持するためには、他の施設に転用することは最適な手段ではない。

⁴ 水源の涵養（かんよう）とは、地下水を豊かにすることや川の流れを安定させることである。

⁵ 「地球環境・人間生活に関わる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」より。

⁶ 多面的機能を代替材に置き換えた場合に発生するコストを計算している。具体的には、洪水防止機能の場合、治水ダムを代替材とし、建設・維持管理にかかる費用を試算している。

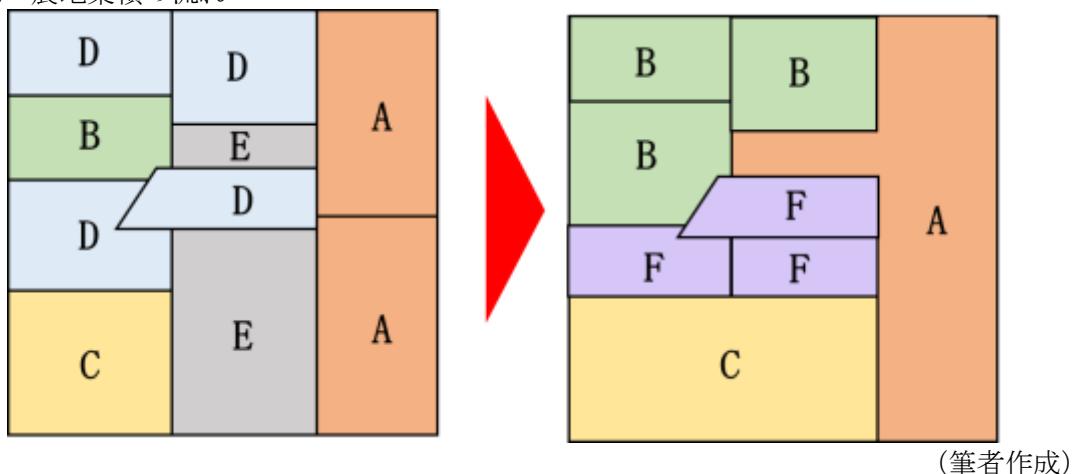
したがって、放棄地への対策として、放棄地の復元及び農地転用ではなく、現存する農地を保全し有効活用していくことが重要である。

第2項 農政の期待する「担い手」への農地集積

前項で述べた放棄地の発生抑制の手段として、政府は「担い手」への農地集積に期待している。「担い手」⁷とは、「効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営体」を指す⁸。政府は、2013年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめた。ここでは、多様な「担い手」を育成し、地域内に分散する農地の集積を通じて、放棄地の発生抑制に努めることが示されている。そして、「担い手」が農業生産の中心的役割を担っていく方針が描かれている。

政府が推進する農地集積とは、売買、貸借、農作業の受託等を通じて、「担い手」に土地を集めることである(図2)。戦後の農地改革⁹の流れにより、日本の農地は小さな区画に分割された状態にあるため、農地集積により、「担い手」に農地を集中させ維持管理することを目指している。

図2 農地集積の流れ



具体的な「担い手」として、集落営農と認定農業者が挙げられる。以下では、それらについて述べる。

(1) 集落営農

農林水産省ホームページによると、集落営農とは、「集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織」を指す。具体的な取り組みとしては、集落での機械の共同所有と共同利用、集落内の営農の一括管理、集落全体の農業計画の策定等が挙げられる。これにより、農作業の効率化が図られる。

2017年2月1日現在、1万5136経営体存在する。

⁷ 具体的な「担い手」として、認定農業者や集落営農以外の農業経営体も存在するが、それらは将来認定農業者となる候補者にすぎず、継続的に農業経営を行うことが保証されていない可能性がある。

⁸ 「担い手」は法文上での定義は行われていない。「食料・農業・農村基本計画」(2005年閣議決定)での定義が以降の農政で使用されており、本稿もこの定義に従っている。

⁹ 戦前、日本の農家の半数は小作農が占めていたが、戦後、小作農への農地の売り渡しによって、農家のほとんどが平均1haの自作農となった。

(2) 認定農業者

農林水産省ホームページによると、認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進基本構想¹⁰に示された農業経営の目標に向け、経営改善を進める計画を策定し、市町村から認定を受けた農業者」のことである。認定農業者は、効率的かつ安定的な農業経営体となることが期待されており、低金利融資制度、農地流動化対策等の各種支援を重点的に受けることができる。

2016年3月末現在、24万6085 経営体存在する。

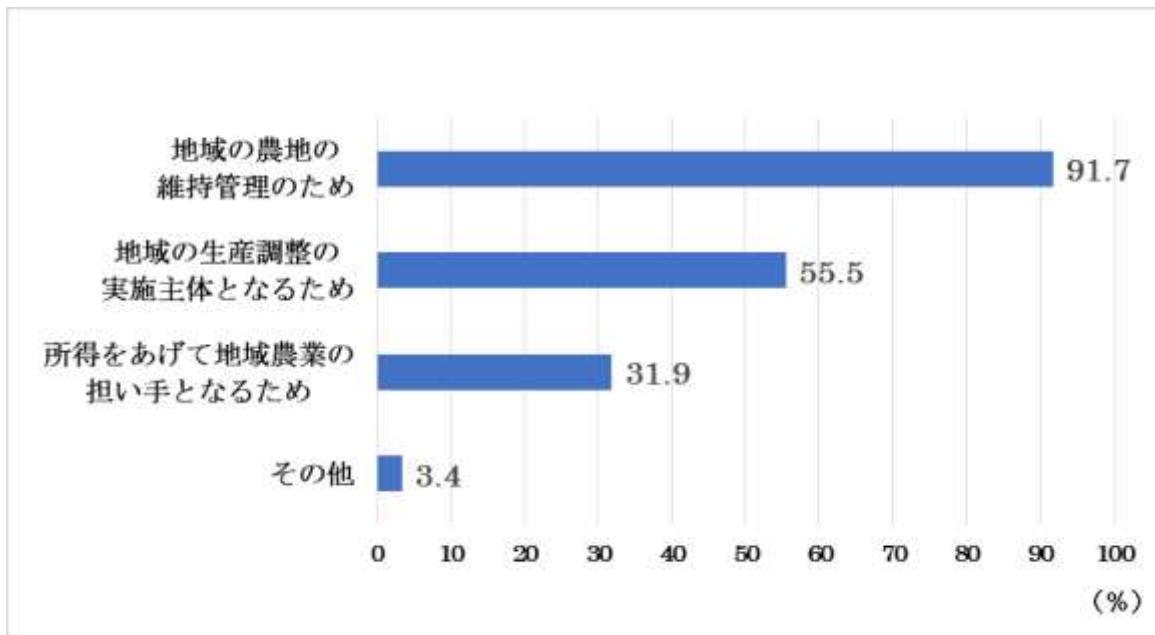
第2節 集落営農への期待

第1項 農地の集積先としての集落営農

前節において、政府が「担い手」への農地集積によって、放棄地の発生抑制に取り組んでいることを述べた。「担い手」の中には、主に集落営農と認定農業者が含まれているが、本稿では集落営農¹¹に着目する。以下では、その理由を述べる。

第一に、集落営農の活動目的は農地の保全であり、その活動は放棄地の発生抑制に直結しているためである。「平成27年集落営農活動実態調査」における、集落営農の活動目的に関する質問では「地域の農地の維持管理」と回答している割合が最も高い(図3)。さらに矢挽(2015)¹²は、集落営農は放棄地の有効活用、発生抑制に貢献すると指摘している。

図3 集落営農の活動目的(複数回答可)



(農林水産省「平成27年集落営農活動実態調査」より筆者作成)

¹⁰ 農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村が地域の農地利用の在り方等について独自に定める構想である。

¹¹ 集落営農が法人化して認定農業者に認定される場合も存在するが、認定後も集落営農としての組織的な経営が継続されているため、本稿ではそのような認定農業者も集落営農としてみなし、執筆を進めた。

¹² 「統計データによる放棄地と集落営農の関係分析」より。2010年の集落営農実態調査のデータを用い、集落営農数と放棄地率との関係を分析した。

第二に、集落営農は高齢化に伴う離農に対応しやすいためである。現在、農業従事者の高齢化が進んでおり、認定農業者の大半を占めている個別経営体¹³が離農することによって放棄地が発生する可能性が高くなっている。一方、組織経営体である集落営農は一部構成員が離農する際、他の構成員によって農作業が継続され、農地の維持管理を行うことができる。

農林水産省（2015a）¹⁴では、認定農業者が死亡または農地の縮小を希望した場合に、その土地を集落営農が集積し保全することが期待されている。このように、個別経営体の高齢化に伴う離農が増加するにつれて、農地保全意識の高い集落営農は、集落内の農地の受け手としてますます重要視されると考えられる。以上より、放棄地の発生抑制には、集落営農への農地集積が有効であるといえる。

第2項 集落営農の育成の必要性

内閣府（2013）¹⁵では、2023年までに「担い手」に農地の8割を集積することを目標としている。しかし、集積率¹⁶は2015年度時点ですでに53%程度にとどまっている（図4）。

集積が進まない要因として農地の借り手側の問題が挙げられる。農林水産省（2015b）¹⁷によると、農家が耕作を行っていない農地を貸し付けない理由として、「貸し付けたいが、借り手がいないから」という回答が47%と最も多く、また、「安心して貸せる信頼できる借り手がいないから」という回答も12%ある。今後、農地のさらなる集積を進めていくためには、農地の借り手としての「担い手」の育成が必要である。したがって、「担い手」の中でも、農地の集積先として適切な集落営農を育成する必要があるといえる。

前項で示したように、「担い手」の中でも特に集落営農は農地の維持管理を目指すものであり、現在必要とされている農地の借り手たる「担い手」としてさらなる育成が望まれている。また、集落営農の強みをより一層引き出し、信頼できる借り手として集積の主体となしていくことも重要である。これら集落営農の育成とその強化は集落営農の法人化を通じて可能になると考えられ、政府もこれを推進している。次節ではこの集落営農の法人化について詳述する。

¹³ 2016年3月末時点で、認定農業者は24万6085経営体存在し、そのうち法人経営体は2万532経営体にとどまる。

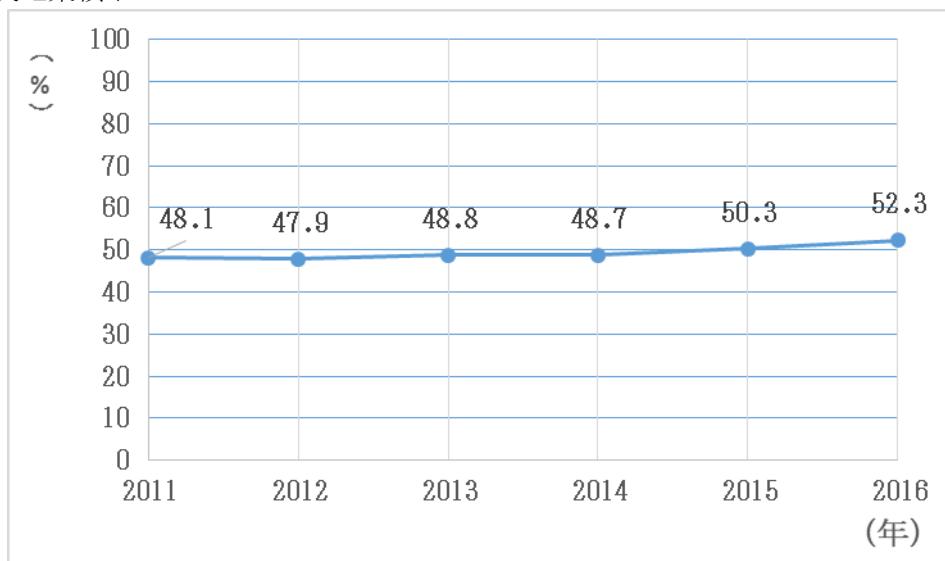
¹⁴ 「集落営農組織と認定農業者の関係」より。

¹⁵ 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（2013年6月閣議決定）より。

¹⁶ 集積率=所有権・利用権・作業受託により経営する面積/農用地面積

¹⁷ 「農地転用・農地流動化に関する農家アンケート調査結果」より。全国から選定した農家等3120戸（回答数2254戸、回収率72%）を対象に行ったアンケート調査である。（複数回答）

図4 農地集積率



(農林水産省「集落営農実態調査報告書」より筆者作成)

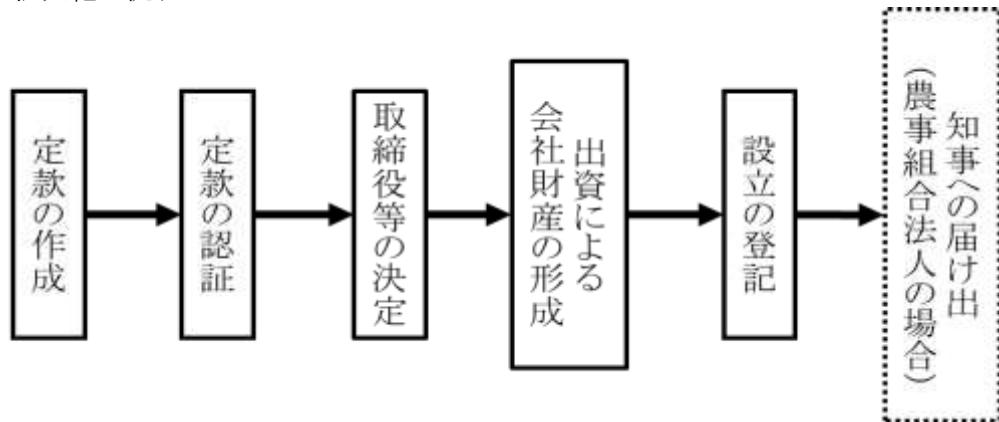
第3節 集落営農の法人化

第1項 農業経営の法人化

前節において、農地の保全のために農地を集積し、その集積先として集落営農を育成する必要があることを述べた。本稿では、集落営農を育成する方法として集落営農の法人化に着目する。

農業経営の法人化とは、個人経営体や非法人の集落営農が法人格を取得することを指す(図5)。図5では、集落営農の構成員が法人を設立し、登記するまでの流れを示している。また、法人形態は、農業協同組合法に基づく農事組合法人と、株式会社等の会社法に基づく会社の2種類あり、役員や構成員の要件、総会での議決権等に違いがある(表3)。

図5 法人化の流れ



(農林水産省ホームページより筆者作成)

表3 株式会社と農事組合法人の違い

	農事組合法人	株式会社
事業	事業範囲に制限	営利事業全般
構成員	農民のみ	無制限
議決権	総会における議決権が1組合員1票	出資1株につき議決権
法人事業税	非課税	課税
発起人	3人以上の農民	1人以上

(農林水産省ホームページより筆者作成)

第2項 法人化による効果

農水省は集落営農の法人化を推進するにあたり、法人化による以下の効果を紹介している。

(1) 土地利用権¹⁸の設定

法人化することで、法人に土地利用権を設定できるようになり、農地の貸借が可能となる。農林水産省ホームページによると、利用権の設定により、貸し手側は安心して農地を貸すことができるようになる。

(2) 経営管理能力の向上

財務諸表の作成が義務付けられる等、従来同一になっていた家計と経営が分離され、経営状況の管理が徹底される。また、法人化により組織への内部留保が可能となることに加え、組織として融資を受けることが可能になるため、長期的な経営が可能となる。

(3) 対外信用力の向上

法人を設立する際には、法務局に登記の申請をしなければならない。登記官の審査を経て取引上重要な事項¹⁹が記録され、それが一般に公開されることで、集落営農の社会的信用が高まるため、金融機関から融資を受けやすくなる²⁰。

また、高橋（2010）によると、農地貸借において、取引相手の情報を十分に得ずに取引を行った場合、借り手が農地の管理を行わない等の問題が生ずることもある。この場合、貸し手・借り手が互いの情報を、事前に十分に得ておくことが望まれる。法人格を有していると社会的信用が高まるため、農地貸借が容易になる。

(4) 新規雇用と事業継承の円滑化

法人格を有することで、社会保険制度の適用が行われる等、被雇用者の福利厚生面での充実が図られる。これにより、新規就農者を雇用する体制が整い、集落営農の後継者の育成が容易になるという効果がある。

このほか、農水省は法人化を達成した集落営農に対し税制上の優遇措置や融資制限額の拡大も行っている。さらに、法人化している場合には役員に外部の人や職員を登用することができるため、集落の高齢化が進行した際にも役員を確保することが容易になる。

¹⁸ 土地利用権とは、農地を借りる集落営農法人と農地所有者との間で設定する農地貸借等の権利のことを指す。

¹⁹ 具体的には代表者氏名や出資総額が記録される。

²⁰ 農林水産省（2013）「集落営農組織の法人化のすすめ」によると、法人化していない場合、大型機械の購入の資金集めをする際、金融機関より融資が受けられなかったという例が報告されている。

本稿を執筆するにあたり行った農水省への聞き取り調査²¹によると、以上で述べたように、農地利用権の設定や対外信用力の向上によって、農地の集積が促進される可能性があることが明らかとなった。加えて、実際に法人化した集落営農への聞き取り調査からも、集落営農の法人化により経営管理能力が向上することで、経営体制が整い、農地集積が促進されたことが明らかとなった。

また、藤栄（2016）は、傾向スコアマッチング²²を用いた実証分析により、集落営農の法人化が農地集積に寄与することを定量的に証明した。

以上のことより、法人化によって経営面や継承面において集落営農の育成が進み、集落営農への農地集積が促進されるといえる。

第3項 集落営農の法人化への変遷

これまで説明してきた集落営農は、政策に対応する形で設立が進み、近年では集落営農の法人化を推進する動きが活発になっている。本項では集落営農の法人化への変遷を概観する（表4）。

集落営農は1970年代以降、政府の集落営農の政策化に先駆けた自治体による集落営農支援策の下、数多く登場するようになった。これらは、高齢化や過疎化が深刻となった中山間地域等で、後継者不足に対応することを主目的として設立された。

農林水産省（1992）「新しい食料・農業・農村政策の方向」において、効率的で安定的な経営体の育成が農政指針として掲げられて以降、集落営農をはじめとする組織経営体の育成が推進された。

また、農林水産省（2005）「食料・農業・農村基本計画」において、「担い手」による農業構造の展望が示された。ここでは、「将来効率的かつ安定的な農業経営体に発展」することを期待して、集落営農全体が育成すべき「担い手」として位置づけられた。また集落営農は、任意組織の状態から特定農業団体²³になることを経て、特定農業法人²⁴となり、段階的に地域の農地の受け手となることを目指すものとされた。

2007年に実施された「品目横断的経営安定対策²⁵」（以下、経営安定対策）以降、集落営農の法人化がさらに進められた。経営安定対策の対象となった集落営農は補助金を受給でき、その要件の1つとして5年以内の法人化を目標とした計画²⁶の策定が義務づけられた（表5）。荒井（2010）では、経営安定対策を受けて、集落営農の法人化計画の策定が進んだ可能性を指摘している。

以上より、集落営農に対して、「担い手」を強化するための政策が行われてきた中で、近年では法人化の推進が重要視されている。

²¹ 2017年9月11日実施。

²² 傾向スコアマッチングは、政策実施者と実施者に類似する特徴を備えた非実施者のサンプルをマッチングし、その成果指標を比較することで自己選択バイアスに対処し、政策効果を推計する方法である。

²³ 特定農業団体とは、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者（農用地利用改善団体）が作成する特定農用地利用規定の中で、農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方として位置づけられた任意組織のことを指す。

²⁴ 特定農業法人とは、農用地利用改善団体が作成する特定農用地利用規定の中で、農用地の利用集積を図る相手方として位置づけられた法人のことを指す。特定農業団体との違いは、特定農業法人が農用地の借受を中心として農用地の利用集積を図るものであるのに対し、特定農業団体は農作業受託によって利用集積を図る点にある。

²⁵ 2008年には「水作・畑作経営所得安定対策」に名称変更がなされた。

²⁶ 法人化計画には、計画達成予定日や法人となるまでの取り組みが記載されている。

表4 集落営農政策の変遷

1970年代	自治体による支援の下、集落営農の設立
1992年	「新しい食料・農業・農村政策の方向」の作成
2005年	「食料・農業・農村基本計画」の作成
2007年	「品目横断的経営安定対策」の実施

(農林水産省ホームページより筆者作成)

表5 経営安定対策対象者の要件

(1) 組織要件	①規約の作成 ②共同販売経理(経理の一元化)の実施 ③農用地の利用集積目標の設定 ④主たる従事者の所得目標の設定 ⑤農業生産法人化計画の策定
(2) 規模要件	・認定農業者 原則4ha以上 ・集落営農組織 原則20ha以上

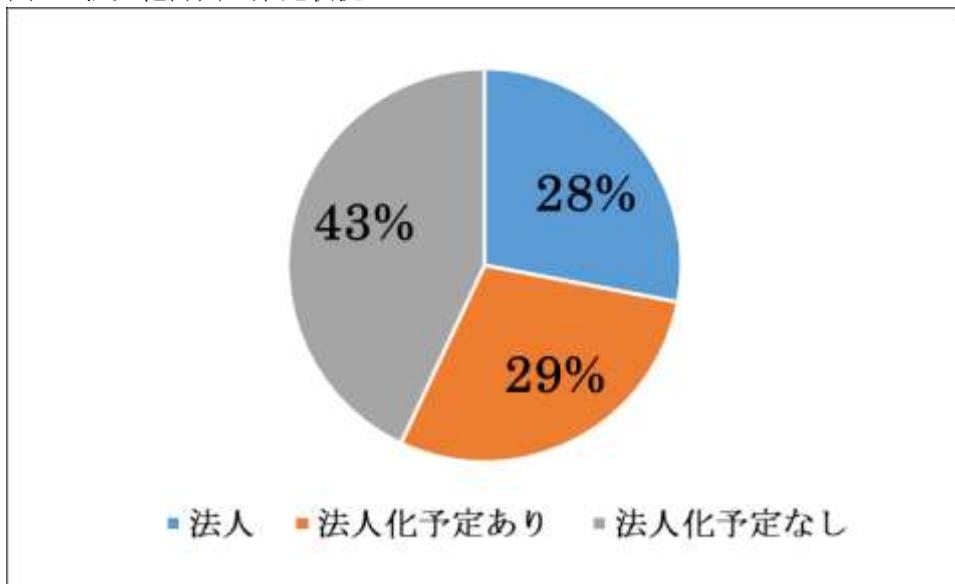
(農林水産省ホームページより筆者作成)

第4項 法人化の達成状況

農水省は、法人化の効果に期待を寄せ、集落営農の法人化を推進してきた。また、2007年の経営安定対策への加入要件として、5年以内の法人化を目標とした計画の策定が義務づけられており、これに対応して集落営農の法人化計画の策定が進んだ。しかし、2007年12月の経営安定対策見直しにおいて、法人化計画内に記載した法人化目標期限を延長することが可能となった。その結果、法人化目標期限を延長し、法人化を先送りにした集落営農が多く存在することとなった。農林水産政策研究所(2010)²⁷によると、法人化計画を策定済みの集落営農のうち、計画通りもしくは前倒しで法人化すると回答した集落営農は3割であるのに対し、計画を延長すると回答した集落営農は4割であり、法人化を計画しても実現には課題があると考えられる。また「集落営農実態調査報告書」によると、既に法人化した集落営農が3割を占める一方で、未だ法人化計画を策定していない集落営農は4割以上を占めている。したがって、今後もさらに集落営農の法人化を推進する余地がある(図6)。

²⁷ 「集落営農組織への21年度アンケート調査結果(第2回)」より。全国の集落営農組織534組織(回答数は385件、回収率は72%)を選定し、アンケート調査を行っている。

図6 法人化計画の策定状況



(農林水産省「平成27年集落営農実態調査報告書」より筆者作成)

第5項 集落営農の法人化の課題

農林水産政策研究所（2010）²⁸によると、集落営農が法人化する際の不安として、「法人経営ができるような人材の確保ができない」（55%）、「経営が赤字になるかもしれない」（54%）という回答が挙げられている。このことから、集落営農の多くは人材面や経営面に不安があることが分かる（図7）。

図7 法人化する際の不安（複数回答可）



(農林水産政策研究所（2010）「集落営農組織への21年度アンケート調査結果（第2回）」より筆者作成)

²⁸ 脚注27参照。

本稿の執筆にあたり行った滋賀県への聞き取り調査²⁹より、法人化手続きや経営の赤字に対する不安は、法人化の概要や効果等への理解が進んでいないことから生じていることが明らかとなった。したがって、これらは県職員による法人化の説明や情報提供によって解消できることが分かった。

そこで本稿では、法人化の課題を、「情報面での障壁」と「人材面での障壁」の二つに分けて整理する。

(1) 情報面での障壁

従来の集落営農は、法人化の手続きや効果等、法人化に関する情報を十分に持つておらず、法人化への理解が進んでいないと考えられる。田中（2016）においても、多くの集落営農において、法人化の効果が十分に理解されていない状況が指摘されている。法人化に関する理解が進まないことで、法人化の検討及び法人化に向けた手続きが円滑に行われなくなる。

(2) 人材面での障壁

滋賀県への聞き取り調査より、集落営農内に経営の中心となる人材が育成されていないことが明らかとなった。従来の集落営農は、企業的な経営管理を行ってこなかったため、法人化後の経営に対応できる人材が不足していると考えられる。したがって、法人化を検討したとしても、法人経営を行っていく人材が不足しているため、法人化の達成に至らない。

以上より、集落営農の法人化には情報面・人材面での障壁を取り除くための支援が必要であるといえる。

第6項 集落営農の法人化へ向けた支援策

前項において、集落営農が法人化するうえでの課題を述べた。これらの課題に対し、農水省は、集落営農の法人化に対する支援策を打ち出している（表6）。そして各都道府県がこの支援策の実施主体となり、地域の実情に鑑みて事業の必要性を判断し、支援策を行っている。近年の支援策を以下で詳述する。

2011年度より「人・農地問題解決加速化支援事業」を実施している。この事業では、集落営農に派遣された地域連携推進員³⁰が集落営農の法人化に関する相談を受け、助言等を行っている。

また、2013年度には単年で「集落営農の法人化等推進支援」が実施された。この事業においては、「税務手続きが煩雑」という不安に対応する形で、経営能力の向上のために経理担当者に対するセミナー・研修会が行われた。

2015年度より「担い手経営発展支援事業」が実施され、2016年度には「農業経営力向上支援事業」へと継承された。この事業の内容は、専門家の派遣やセミナー・研修会の実施、パンフレットの作成・配布等となっている。

また、都道府県でも独自に集落営農の法人化を推進するための取り組みを行っている。具体的には、専門家の派遣や相談窓口の設置、マニュアルの作成・配布、集落営農への意向調査、補助金の交付等の取り組みが挙げられる。

²⁹ 2017年9月12日実施。聞き取り調査の詳細は別添1に記載した。

³⁰ 地域連携推進員は、集落営農を含む農業者に対して、人・農地プランの作成、実行のための調整や助言を行うほか、国等の各種支援措置の活用提案を行う。近年では、集落営農の組織化・法人化に関する相談、助言、調整が含まれるようになった。

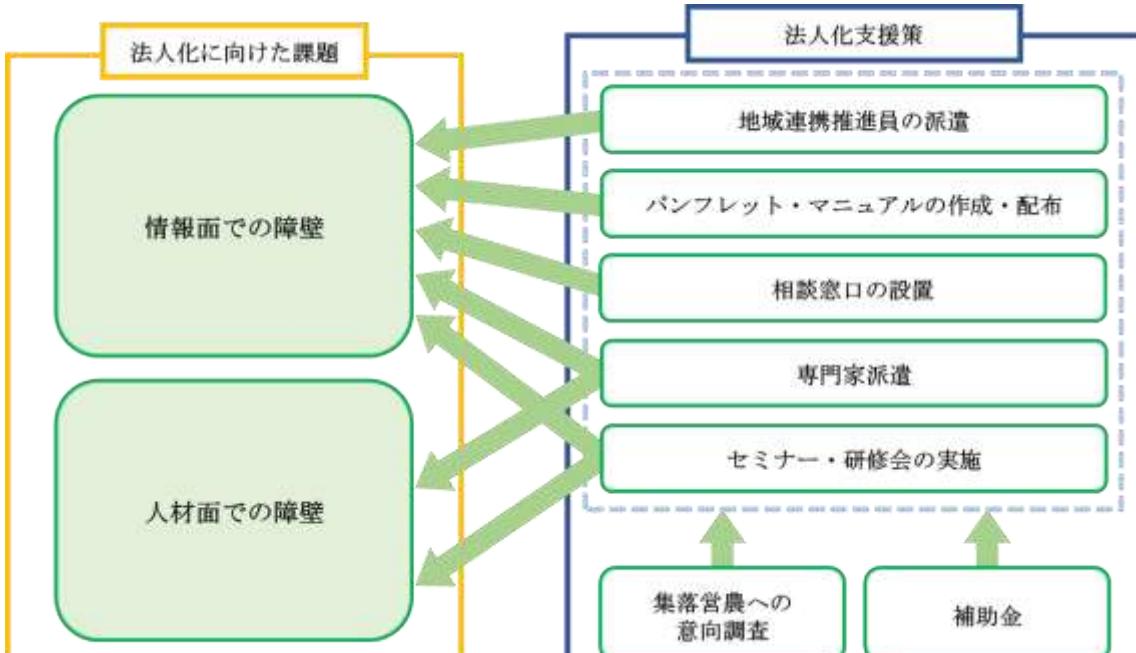
上記の支援策は、専門家派遣、セミナー・研修会の実施、パンフレット・マニュアルの作成・配布、相談窓口の設置、地域連携推進員の派遣、集落営農への意向調査、補助金に分類される。専門家派遣、セミナー・研修会の実施は人材面での障壁と情報面での障壁を取り除くことに対し有効である。また、パンフレット・マニュアルの作成・配布、相談窓口の設置、地域連携推進員の派遣は、情報面での障壁を取り除くことに対し有効である。集落営農への意向調査と補助金は、情報面の障壁と人材面の障壁を取り除くことに対し直接的な効果は及ぼさないが、その他の支援の効果をより発揮させるための役割を担っている（図8）。

表6 法人化支援策のまとめ

事業名	実施年度	内容	実施県数
人・農地問題解決加速化支援事業	2011年度～現在	地域連携推進員の派遣 法人化に関する相談及び助言等を行う	5県
集落営農の法人化等推進支援	2013年度(単年)	経理担当者に対する セミナー・研修会の実施等	5道県
担い手経営発展支援事業 (2016年度より農業経営力向上支援事業に継承)	2015年度・ 2016年度	専門家の派遣 研修セミナーの実施 パンフレットの作成・配布	26道県

(筆者作成)

図8 政策のまとめ



(筆者作成)

第7項 支援策を実施するうえでの課題

前項で述べたように、農水省と都道府県では、集落営農の法人化を推進する取り組みを行っている。しかし、法人化は集落営農が策定した計画通りには進んでおらず、また計画未策定の集落営農も存在する。したがって、今後もさらに法人化を推進する余地がある。

本稿では、集落営農の法人化支援策の実情や課題を探るため、集落営農実態調査を行っている全国43道府県担当部署に対し電話調査及び質問票送付によるアンケート調査を行った。アンケート調査の質問内容、対象道府県は別添2、3に記載した。回答を得た36道府県の調査の結果、支援策の課題として「現場での専門的な人材が不足していること」、「経営の専門家が農業の知識に乏しいこと」、「経営体への働きかけや、支援対象者の絞り込みが必要であること」、「個別の法人化に対する課題を把握し、それに対応する必要があること」等が明らかとなった。

以上より、さらに集落営農の法人化を推進させるために、前述した集落営農の法人化の課題に加えて、法人化支援策を実施するうえでの課題を解決していく必要があるといえる。

第4節 問題意識と研究目的

以上で述べたように、現在我が国では、農業従事者の高齢化に伴う離農による放棄地の増加が喫緊の課題となっている。政府はこれらの課題に対し「担い手」への農地集積を通じて、放棄地の発生抑制を主要な政策と位置づけた。また、政府は、「担い手」に農地の8割を集積することを目標としている。しかし、農地集積率は53%にとどまる一方で、放棄地は増加の一途をたどっている。

農地集積をさらに推進するためには、農地の受け手となる「担い手」の育成が重要である。「担い手」のなかでも、特に集落営農は、高い農地保全意識を持ち、長期的な農地の維持管理に有効である。そこで、本稿では着目すべき「担い手」の育成手段として、「集落営農の法人化」を選定した。

政府は集落営農の法人化を推進しているが、法人化計画の実施を先送りにした集落営農も多く存在する。また、集落営農の法人化計画の策定に未だ至っていない集落営農もある。したがって、今後さらに法人化を推進していくためには、どのような支援策が法人化に有効であるかを検証する必要がある。

そこで本稿では、集落営農の法人化が進んでいないことを問題意識とし、集落営農の法人化支援策が法人化に向けた課題を解消し、法人化の推進に寄与するかどうかの効果検証を行うことを研究目的とする。

先行研究及び本稿の位置づけ

第1節 先行研究

集落営農及び組織経営に関する研究は多く存在するが、その多くは特定事例を定性的に研究したものである。その中でも本稿では、集落営農が法人化する要因について言及した北川（2004）と、法人設立の過程で影響を与える行政の支援策について述べた山本（2017）を取り上げる。さらに、政策以外の要因を考慮するための変数（以下、コントロール変数）の参考にした藤栄（2016）を取り上げる。

はじめに、京都府内の集落型農業法人を対象とした聞き取り調査により、法人の設立・展開状況を明らかにした北川（2004）がある。北川（2004）では、京都府内の集落営農法人^{3.1}の大部分が中山間地域、とりわけ条件が厳しい山間地域に設立されている点を述べ、集落営農の法人化に対して土地条件が影響を与えていた可能性を指摘している。

次に、鳥取県の集落の事例を取り上げ、集落営農法人の持続的経営について考察した山本（2017）がある。山本（2017）では、集落営農が行政との意見交換を重ねて法人設立に至ったという事例や、法人化に関する情報が少ないために法人化を達成するまでに苦労を重ねたという事例等が挙げられ、法人化に至る過程では集落営農と行政等との情報共有が重要であると述べている。

そして、本稿におけるコントロール変数の参考にした研究として、集落営農の法人化が農地集積に与える影響を傾向スコアマッチングによって検討した藤栄（2016）がある。藤栄（2016）では、法人化に影響を与える要因として、集落営農内の農家の特徴や集落営農の共同作業実施の有無等を用いて、傾向スコアを導出している。この分析における集落営農の法人化に影響を与える要因を本稿でも一部参考にした。

第2節 本稿の位置づけ

以上の先行研究を参考としながら、本稿では「どのような支援策が集落営農の法人化に寄与するのか」を明らかにすることを目的とし、実証分析を行う。

前節より先行研究の限界として、

- (1) 全国の市町村を対象として研究していないこと
 - (2) 集落営農の法人化支援策の効果を定量的に分析していないこと
- が挙げられる。

本稿では、(1) の限界に対しては、全国の市町村を対象に研究すること、(2) の限界に対しては、法人化支援策の効果を定量的に分析することにより、集落営農の法人化に対してどのような支援策が有効であるのかを明らかにする。これが本稿の新規性である。

^{3.1} 北川（2004）では、集落型農業法人と表現されている。

理論・分析

第1節 検証仮説

政府は「担い手」である集落営農を育成する手段として集落営農の法人化を促進してきたが、現状分析及び聞き取り調査より、法人化が進まない要因として、情報面での障壁と人材面での障壁の存在が明らかとなった。「理論・分析」では、このような障壁に対する法人化支援策が、法人化の推進にどのような影響を与えていたかを検証すべく、定量分析を行う。仮説は、前述した法人化支援策の事業内容の分類にしたがって立てた。それらは以下の通りである。

- **仮説1 「専門家派遣」は法人化率に対して正の影響を与える。**
「専門家派遣」により、集落営農が法人化するうえで必要となる情報が提供され、情報面での障壁が取り除かれる。また、集落営農の構成員が法人経営に関するノウハウを得ることで、法人経営に対応できる人材が育成され、人材面での障壁が取り除かれる。したがって、「専門家派遣」は集落営農の法人化率に対して正の影響を与えると考える。
- **仮説2 「セミナー・研修会の実施」は法人化率に対して正の影響を与える。**
「セミナー・研修会の実施」により、参加した集落営農の構成員が、法人化の概要や効果を学ぶことで、情報面での障壁が取り除かれる。また、経営管理のノウハウを得ることで、法人経営に対応できる人材が育成され、人材面での障壁が取り除かれる。したがって、「セミナー・研修会の実施」は集落営農の法人化率に対して正の影響を与えると考える。
- **仮説3 「パンフレット・マニュアルの作成・配布」は法人化率に対して正の影響を与える。**
「パンフレット・マニュアルの作成・配布」により、法人化の概要や効果、法人化の手続き方法が広く周知され、情報面での障壁が取り除かれる。したがって、「パンフレット・マニュアルの作成・配布」は集落営農の法人化率に対して正の影響を与えると考える。
- **仮説4 「相談窓口の設置」は法人化率に対して正の影響を与える。**
「相談窓口の設置」により、集落営農が法人化を進めるうえで課題としていることを相談し、解決に向けた情報を得ることで、情報面での障壁が取り除かれる。したがって、「相談窓口の設置」は集落営農の法人化率に対して正の影響を与えると考える。
- **仮説5 「地域連携推進員の派遣」は法人化率に対して正の影響を与える。**
「地域連携推進員の派遣」により、集落営農が地域連携推進員に、法人化に関する相談をすることで、情報を得ることができる。これにより、情報面での障壁が取り除かれる。したがって、「地域連携推進員の派遣」は集落営農の法人化率に対して正の

影響を与えると考える。

- **仮説6 「集落営農への意向調査」は法人化率に対して正の影響を与える。**

「集落営農への意向調査」により、集落営農の法人化に対する意向や、法人化の過程で課題となっていることを把握することができる。都道府県は、意向調査により得た情報から、集落営農に対する適切な支援へと繋げることができる。したがって、「集落営農への意向調査」は集落営農の法人化率に対して正の影響を与えると考える。

- **仮説7 「補助金」は法人化率に対して正の影響を与える。**

「補助金」による、法人化に向けた取り組みにかかる費用の助成は、集落営農の経済的負担軽減に繋がり、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、「補助金」は集落営農の法人化率に対して正の影響を与えると考える。

第2節 分析とデータの枠組み

第1項 分析の枠組み

本稿では、前節の仮説を検証するためにパネルデータを用いた分析を行う。

現状分析で述べた、「担い手経営発展支援事業」、「集落営農の法人化等推進支援」、「人・農地問題解決加速化支援事業」及び道府県独自の支援策が集落営農の法人化に寄与するかを分析する。

分析対象は、2012年から2016年までの「集落営農実態調査報告書」で集落営農に関するデータが記載されている全市町村とする。本稿では、入手することができた対象市町村の法人化した集落営農数を用いて、2012年から2016年までの5年分のパネルデータ分析を行う。分析中に使用したデータの調査期日はいずれも、毎年2月1日であり、調査年と支援策実施年度に約1年のずれが生じることから、支援策の効果が表れるのは翌年の調査期日以降であると考える。したがって、被説明変数及びその他の説明変数と、政策変数との間で便宜上1年のタイムラグを考慮する。そのうえで、2011年度から2015年度までの各道府県の支援策の実施状況を把握するために上記の対象道府県^{3,2}に対し行った、独自アンケート調査の結果、回答のあった36道府県、506市町村分のデータを用いて分析を行う。分析対象市町村は別添4に記載した。

第2項 モデル式

モデル式は、以下のように表される。

$$Y_{it} = \alpha + \sum_{n=1}^{13} \beta_n D_{nit} + \sum_{m=1}^{10} \beta_m X_{mit} + \mu_i + \varepsilon_{it}$$

(n=1-13, m=1-10, i=1-506, t=2012-2016)

^{3,2} 集落営農実態調査が実施されている、43道府県を対象にアンケート調査を行った。また、政府の支援策の主体は道府県と市町村からなるが、市町村が支援策を実施する場合、各道府県への報告が義務付けられている。よって、本稿では各道府県にアンケート調査を実施した。

数式における、それぞれの変数は、以下を表す。

Y_{it} : 市町村別法人化率

α : 定数項

ε_{it} : 誤差項

μ_i : 固定効果

D_1 : 法人化に関する専門家派遣ダミー（国）

D_2 : 法人化に関するセミナー・研修会ダミー（国）

D_3 : 法人化に関するパンフレットダミー（国）

D_4 : 労務財務担当者へのセミナー・研修会ダミー（国）

D_5 : 経営継承に関するマニュアルダミー（国）

D_6 : 経営継承に関するセミナー・研修会ダミー（国）

D_7 : 経理担当者等に対するセミナー・研修会ダミー（国）

D_8 : 地域連携推進員ダミー（国）

D_9 : 専門家派遣ダミー（県）

D_{10} : 相談窓口ダミー（県）

D_{11} : 集落営農への意向調査ダミー（県）

D_{12} : 法人化マニュアルダミー（県）

D_{13} : 補助金ダミー（県）

X_1 : 集落営農当たりの参加農家戸数

X_2 : 認定農業者が参加している集落営農比率

X_3 : 集落営農の田面積比率

X_4 : 経理の共同化を実施している集落営農比率

X_5 : 規約・定款の整備を実施している集落営農比率

X_6 : 出役による共同農作業を実施している集落営農比率

X_7 : 65 歳以上農業従事者比率

X_8 : 戸別所得補償に加入している集落営農比率

X_9 : 中間農業地域比率

X_{10} : 山間農業地域比率

第3節 変数の選択

被説明変数には、2012年から2016年までの市町村別の集落営農の法人化率を採用し、説明変数には2011年度から2015年度までの政府の支援策と道府県独自の支援策に関する変数、2012年から2016年までのコントロール変数を用いる。変数の出所はそれぞれ表7にまとめている。

(1) 被説明変数

被説明変数には、2012年から2016年までの「集落営農実態調査報告書」における、市町村別の法人化した集落営農数を市町村別の集落営農数で除した市町村別の集落営農の法人化率を採用した。

$$\text{市町村別の集落営農の法人化率} = \frac{\text{市町村別の法人化した集落営農数}}{\text{市町村別の集落営農数}}$$

(2) 説明変数

説明変数には、政府、道府県独自の支援策に関する変数と、コントロール変数がある。また、政府、道府県の支援策に関する変数は、本稿を執筆するにあたり実施したアンケート調査を参考に作成した。以下、支援策の実施主体を括弧内にて示す。

【政府の支援策に関する変数】

農水省の「担い手経営発展支援事業」を示す変数は以下の通りである。

- 法人化に関する専門家派遣ダミー（国）

仮説 1 の検証を行うため、道府県が集落営農に対し、法人化に関する専門家派遣を行っているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。専門家派遣により、中小企業診断士や税理士等経営の専門家から法人化に関する情報を得ることができ、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 法人化に関するセミナー・研修会ダミー（国）

仮説 2 の検証を行うため、道府県が集落営農に対し、法人化に関するセミナー・研修会を開催しているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。セミナー・研修会の実施により、集落営農の構成員が法人化の効果を理解し、経営管理のノウハウを得ることができる。そして、法人経営に対応できる人材が育成され、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 法人化に関するパンフレットダミー（国）

仮説 3 を検証するため、道府県が集落営農に対し、パンフレットの作成・配布を行っているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。パンフレットの作成・配布により、集落営農に法人化の情報が広く周知され、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 労務財務担当者へのセミナー・研修会ダミー（国）

仮説 2 を検証するため、道府県が労務財務担当者に対し、セミナー・研修会を実施しているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。労務財務担当者へのセミナー・研修会を開催することで、集落営農の構成員が法人化により必要となる財務・税務手続き、労務管理等に関する知識を得ることができ、集落営農の法人化後の経営の不安が緩和されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 経営継承に関するセミナー・研修会ダミー（国）

仮説 2 を検証するため、道府県が集落営農に対し、経営継承に関するセミナー・研修会を開催しているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。経営継承に関するセミナー・研修会の開催が、経営継承円滑化の手段の一つとして法人化を検討するきっかけとなり、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 経営継承に関するマニュアルダミー（国）

仮説 3 を検証するため、道府県が集落営農に対し、経営継承に関するマニュアルを作成しているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。経営継承に関するマニュアルにより、経営継承円滑化の手

段の一つとして法人化を検討するきっかけとなり、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

農水省の「集落営農の法人化等推進支援」を示す変数は以下の通りである。

- 経理担当者等に対するセミナー・研修会ダミー（国）

仮説 2 を検証するため、道府県が集落営農に対して、経理担当者等に対するセミナー・研修会を実施しているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。セミナー・研修会により、経営管理のノウハウを得ることで、法人経営に対応できる人材が育成され、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

農水省の「人・農地問題解決加速化支援事業」を示す変数は以下の通りである。

- 地域連携推進員ダミー（国）

仮説 5 を検証するため、道府県が、地域連携推進員の派遣をしているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。地域連携推進員が設置されることで、集落営農が法人化に関する相談を行い、指導を受けることができると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

【道府県の支援策に関する変数】

本項では、道府県の支援策を政府の支援策の枠組みをもとに分類し分析を行った。

- 専門家派遣ダミー（県）

仮説 1 を検証するため、道府県が集落営農に対し、法人化に関する専門家派遣を行っているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。専門家派遣により、法人経営に関する情報を得ることができ、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。
- 相談窓口ダミー（県）

仮説 4 を検証するため、道府県が、法人化に関する相談窓口を設置しているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。相談窓口の設置により、法人化を進めるうえでの課題を相談し、解決に向けた情報を得ることができ、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。
- 集落営農への意向調査ダミー（県）

仮説 6 を検証するため、道府県が、集落営農の法人化に対する意向調査を実施しているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。集落営農への意向調査により、法人化の意向や課題が把握され、行政側からの適切なアプローチに繋がり、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。
- 法人化マニュアルダミー（県）

仮説 3 を検証するため、道府県が、法人化マニュアルを作成しているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を 1、行っていない場合を 0 とする。法人化マニュアルの作成により、集落営農の構成員が法人化に必要な諸手続きや書類作成等の実践的な知識を得ることができ、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 補助金ダミー（県）

仮説7を検証するため、道府県が、法人化にかかる費用に対して補助金を交付しているか否かを表す変数を採用する。道府県が支援策を実施している場合を1、行っていない場合を0とする。補助金により、法人化にかかる費用が助成され、集落営農の経済的負担軽減に繋がり、集落営農の法人化が促進されると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

【コントロール変数】

以下の変数は、全て市町村別のデータを用いた。

- 集落営農当たりの参加農家戸数

集落営農の構成農家数を全集落営農数で除したものであり、集落営農の規模を表す変数である。参加戸数が増えるほど、集落営農内での意思統一が困難になるとを考えた。したがって、予想される係数の符号は負である。

- 認定農業者が参加している集落営農比率

認定農業者が参加している集落営農数を全集落営農数で除したものであり、集落営農内の中核的存在の有無を示す変数である。中核的存在は、法人化に向けた推進力となるため法人化が進むと考えた。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 集落営農の田面積比率

集落営農内の田面積に関するデータは、集落内の田面積比率の階級別集落営農数のデータのみ入手可能であった。そこで、集落営農の田面積比率は、階級値に集落営農数をかけたものを全集落営農数で除したものである。具体的には以下のように表す。田が多いほど、作業の共同化や機械の共同所有が進み、組織的経営が進んでいると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

$$\text{集落営農の田面積比率} = \frac{\text{集落営農の田面積比率の階級値} \times \text{該当集落営農数}}{\text{全集落営農数}}$$

- 経理の共同化を実施している集落営農比率

経理の共同化を実施している集落営農数を全集落営農数で除したものであり、集落営農内の組織的経営が進んでいるかを示す変数である。経理の共同化が実施され組織化が進んでいる場合、法人化に進む障壁が小さいと考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 規約・定款の整備を実施している集落営農比率

規約・定款の整備を実施している集落営農数を全集落営農数で除したものであり、集落営農の組織的経営が進んでいるかを示す変数である。規約・定款の整備が実施され、組織化が進んでいる場合は法人化に進む障壁が小さいと考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 出役による共同農作業を実施している集落営農比率

出役により、共同で農作業を行っている集落営農数を全集落営農数で除したものであり、集落営農の活動状況を示す変数である。出役による共同農作業が実施されている場合、構成員の集落営農への所属意識が高まり、法人化する際の意思統一の助力となると考えられる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 65 歳以上農業従事者比率

農業従事者全体に占める 65 歳以上の農業従事者の比率を示す変数である。データの制約上、2010 年、2015 年の 2 か年のデータのみ入手可能であったため、2 時点間は一定の割合で増減すると仮定し、2011 年から 2014 年までと 2016 年の数値を推計した。65 歳以上農業従事者比率が上がるほど、離農を見据え、法人化に消極的であると考えた。したがって、予想される係数の符号は負である。

- 戸別所得補償^{3.3}に加入している集落営農比率

戸別所得補償に加入している集落営農数を全集落営農数で除したものである。戸別所得補償制度において、集落営農の法人化に対し補助金の助成を受けることができる。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 中間農業地域比率

市町村の中間農業地域に区分されている集落の比率である。北川（2004）によると、中間部等条件の厳しい地域では、農地の維持管理に対する懸念が大きく集落営農法人の設立が進む傾向があると示されている。したがって、予想される係数の符号は正である。

- 山間農業地域比率

市町村の山間農業地域に区分されている集落の比率である。北川（2004）によると、中間農業地域比率と同様に、山間部等条件の厳しい地域では集落営農法人の設立が進む傾向があると示されている。したがって、予想される係数の符号は正である。

^{3.3} 戸別所得補償制度とは、2010 年度から実施された、農家・集落営農の赤字を補てんする目的で補助金を交付する制度である。

表7 変数の出所

変数名		出典
集落営農法人化率	農林水産省	集落営農実態調査報告書
法人化に関する専門家派遣ダミー（国）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
法人化に関するセミナー・研修会ダミー（国）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
法人化に関するパンフレットダミー（国）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
労務財務担当者へのセミナー・研修会ダミー（国）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
経営継承に関するセミナー・研修会ダミー（国）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
経営継承に関するマニュアルダミー（国）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
経理担当者等に対するセミナー・研修会ダミー（国）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
地域連携推進員ダミー（国）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
専門家派遣ダミー（県）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
相談窓口ダミー（県）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
集落営農への意向調査ダミー（県）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
法人化マニュアルダミー（県）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
補助金ダミー（県）	独自調査	各都道府県への聞き取り調査（電話・メール）
集落営農当たりの参加農家戸数	農林水産省	集落営農実態調査報告書
認定農業者が参加している集落営農比率	農林水産省	集落営農実態調査報告書
集落営農の田面積比率	農林水産省	集落営農実態調査報告書
経理の共同化を実施している集落営農比率	農林水産省	集落営農実態調査報告書
規約・定款の整備を実施している集落営農比率	農林水産省	集落営農実態調査報告書
出役による共同農作業を実施している集落営農比率	農林水産省	集落営農実態調査報告書
65歳以上農業従事者比率	農林水産省	世界農林業センサス、農林業センサス
戸別所得補償に加入している集落営農比率	農林水産省	集落営農実態調査報告書
中間農業地域比率	農林統計協会	農業集落カード
山間農業地域比率	農林統計協会	農業集落カード

(筆者作成)

第4節 基本統計量

基本統計量は以下に示されている（表8）。

表8 基本統計量

変数名	平均	標準偏差	最小	最大	標本数
集落営農法人化率	0.2207	0.2433	0	1	2530
法人化に関する専門家派遣ダミー（国）	0.0332	0.1792	0	1	2530
法人化に関するセミナー・研修会ダミー（国）	0.0901	0.2864	0	1	2530
法人化に関するパンフレットダミー（国）	0.0174	0.1308	0	1	2530
労務財務担当者へのセミナー・研修会ダミー（国）	0.0186	0.1351	0	1	2530
経営継承に関するセミナー・研修会ダミー（国）	0.0526	0.2232	0	1	2530
経営継承に関するマニュアルダミー（国）	0.0079	0.0886	0	1	2530
経理担当者等に対するセミナー・研修会ダミー（国）	0.0265	0.1606	0	1	2530
地域連携推進員ダミー（国）	0.1107	0.3138	0	1	2530
専門家派遣ダミー（県）	0.2747	0.4465	0	1	2530
相談窓口ダミー（県）	0.0269	0.1618	0	1	2530
集落営農への意向調査ダミー（県）	0.0154	0.1232	0	1	2530
法人化マニュアルダミー（県）	0.0119	0.1083	0	1	2530
補助金ダミー（県）	0.4166	0.4931	0	1	2530
集落営農当たりの参加農戸数	21.0309	40.7910	1	972.6	2530
認定農業者が参加している集落営農比率	0.7186	0.2829	0	1	2530
集落営農の田面積比率	0.7459	0.2112	0.25	1	2530
経理の共同化を実施している集落営農比率	0.9184	0.1914	0	1	2530
規約・定款の整備を実施している集落営農比率	0.9743	0.1001	0	1	2530
出役による共同農作業を実施している集落営農比率	0.4616	0.3629	0	1	2530
65歳以上農業従事者比率	0.3369	0.1648	0.0024	0.8301	2530
戸別所得補償に加入している集落営農比率	0.6224	0.3478	0	1	2530
中間農業地域比率	0.3467	0.3006	0	1	2530
山間農業地域比率	0.1780	0.2631	0	1	2530

基本統計量は小数点以下第4位まで表示している。

(筆者作成)

第 5 節 推定結果

第 1 節で述べたそれぞれの仮説に対して、以下の結果が得られた（表 9）。なお Sargan-Hansen 検定^{3 4}の結果、固定効果モデルが採択された。

先行研究より、集落営農の法人化率には土地条件が影響を与えていることが示された。しかし、土地条件は時間を通じて一定であることから、固定効果モデルでは影響を考慮することができない。そこで、本稿では千木良ほか（2011）と Lillard and Willis（1978）を参考に、土地条件の影響を分析するために、変量効果モデルによるパネルデータの分析を行い、推定結果を併記する（表 9）。ただし、Sargan-Hansen 検定において採択されたのは固定効果モデルであるため、解釈は固定効果モデルを優先させる。

^{3 4} Sargan-Hansen 検定とは、Hausman 検定と同様の検定である。Hausman 検定ではロバストな誤差項を検定することができない。よって、stataにおいて xtoverid のコマンドを用い検定した。帰無仮説と対立仮説は Hausman 検定と同様である。

表9 推定結果

分析モデル 法人化率	固定効果モデル		変量効果モデル	
	係数		係数	
【政策に関する変数】				
法人化に関する専門家派遣ダミー(国)	0.0234 (0.0131)	*	0.0249 (0.0133)	*
法人化に関するセミナー・研修会ダミー(国)	-0.00659 (0.0101)		-0.00826 (0.0103)	
法人化に関するパンフレット作成ダミー(国)	0.0328 (0.0168)	*	0.0353 (0.0171)	**
労務財務担当者へのセミナー・研修会ダミー(国)	0.0105 (0.0119)		0.00712 (0.0120)	
経営継承に関するセミナー・研修会ダミー(国)	-0.00217 (0.0109)		-0.00188 (0.0110)	
経営継承に関するマニュアルダミー(国)	0.00338 (0.0186)		-0.00709 (0.0185)	
経理担当者等に対するセミナー・研修会ダミー(国)	-0.00597 (0.00580)		-0.00496 (0.00602)	
地域連携推進員ダミー(国)	0.000888 (0.00645)		-0.000363 (0.00630)	
専門家派遣ダミー(県)	0.00481 (0.00645)		-0.00429 (0.00644)	
相談窓口ダミー(県)	0.0136 (0.0254)		0.0232 (0.0245)	
種落営農への意向調査ダミー(県)	0.0249 (0.0142)	*	0.0132 (0.0124)	
法人化マニュアルダミー(県)	0.0508 (0.0170)	***	0.0486 (0.0176)	***
補助金ダミー(県)	-0.00307 (0.00946)		0.0116 (0.00887)	
【コントロール変数】				
集落営農当たりの参加農家戸数	-9.43e-05 (7.40e-05)		-8.21e-05 (7.64e-05)	
認定農業者が参加している集落営農比率	0.0566 (0.0391)		-0.00529 (0.0318)	
集落営農の田面積比率	0.00755 (0.0146)		0.0108 (0.0151)	
経理の共同化を実施している集落営農比率	-0.0365 (0.0516)		-0.0162 (0.0432)	
規約・定款の整備を実施している集落営農比率	0.0737 (0.0783)		0.0933 (0.0500)	*
出役による共同農作業を実施している集落営農比率	0.116 (0.0587)	**	0.0762 (0.0379)	**
65歳以上農業従事者比率	-0.165 (0.0180)	***	-0.154 (0.0180)	***
戸別所得補償に加入している集落営農比率	0.0999 (0.0384)	***	0.138 (0.0317)	***
中間農業地域比率	omitted		0.092 (0.0355)	***
山間農業地域比率	omitted		0.0936 (0.0450)	**
定数項	0.0759 (0.0806)		0.0185 (0.0563)	
R-squared	0.203		0.1949	
Ftest	F(21,505)=10.5***		chibar2(01) = 4021.58***	
Breusch and Pagan Test				
Sargan-Hansen Test			Chi-sq(21)=165.952***	
標本数	2530		2530	

***, **, *はそれぞれ有意水準1%, 5%, 10%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。

係数の()はロバストな標準誤差を示している。

(筆者作成)

第6節 結果の解釈

第1節で立てた仮説に対して、分析の結果は以下のようになつた。

- **仮説1 「専門家派遣」は法人化率に対して正の影響を与える。**

「法人化に関する専門家派遣ダミー（国）」は正に有意な結果となり仮説が支持された。一方で、「専門家派遣ダミー（県）」は有意な結果とならず、仮説は支持されなかつた。

「法人化に関する専門家派遣ダミー（国）」は、専門家派遣により法人化に関する情報の提供や、法人経営に対応できる人材の育成が進み、法人化が進んだと考えられる。

「専門家派遣ダミー（県）」は、都道府県の独自の実施であることから、政府の方針に従つておる都道府県に比べ、専門家派遣に関するノウハウがなく効果的に実施できていない可能性がある。

- **仮説2 「セミナー・研修会の実施」は法人化率に対して正の影響を与える。**

「法人化に関するセミナー・研修会ダミー（国）」と「労務財務担当者へのセミナー・研修会ダミー（国）」、「経営継承に関するセミナー・研修会ダミー」、「経理担当者等に対するセミナー・研修会ダミー（国）」の全ての変数が、有意な結果とならず、仮説は支持されなかつた。滋賀県への聞き取り調査より、集落営農は毎日の農作業が忙しく、セミナーや研修会へ参加する時間を十分に確保できていない可能性が示されている。したがつて、集落営農が農作業等日々の業務のためセミナー・研修会へ参加できず、効果が表れなかつたものと解釈される。

- **仮説3 「パンフレット・マニュアルの作成・配布」は法人化率に対して正の影響を与える。**

「法人化に関するパンフレットダミー（国）」と「法人化マニュアルダミー（県）」は正に有意な結果となり、仮説が支持された。一方で、「経営継承に関するマニュアルダミー（国）」は、有意な結果とならず、仮説は支持されなかつた。

「法人化に関するパンフレットダミー（国）」と「法人化マニュアルダミー（県）」は、マニュアル・パンフレットより、法人化の概要や効果、法人化の手続き手順や書類作成等実践的な知識を得ることができたため、法人化が進んだと考えられる。

「経営継承に関するマニュアルダミー（国）」は経営継承に関する情報の提供が主であり、経営継承の手段として法人化を検討しなかつた可能性がある。したがつて、法人化に直接的影響を与えていなかつたと解釈される。

- **仮説4 「相談窓口の設置」は法人化率に対して正の影響を与える。**

「相談窓口ダミー（県）」は、有意な結果とならず、仮説は支持されなかつた。仮説2と同様に、集落営農が農作業等日々の業務のため相談窓口を利用する時間が確保できず、効果が表れなかつたものと解釈される。

- **仮説5 「地域連携推進員の派遣」は法人化率に対して正の影響を与える。**

「地域連携推進員ダミー（国）」は、有意な結果とならず、仮説は支持されなかつた。農水省及び滋賀県への聞き取り調査より、地域連携推進員は人・農地プランの作成実行を主に担当し、法人化に関する業務を行うことは少ない可能性が明らかとなつた。したがつて、法人化への効果が表れなかつたものと解釈される。

- 仮説6 「集落営農への意向調査」は法人化率に対して正の影響を与える。

「集落営農への意向調査ダミー（県）」は正に有意な結果となり仮説が支持された。集落営農への意向調査によって、集落営農の法人化に向けた現状を把握し、行政側から集落営農への適切なアプローチに繋がり、法人化が進んだと考えられる。

- 仮説7 「補助金」は法人化率に対して正の影響を与える。

「補助金ダミー（県）」は、有意な結果とならず、仮説は支持されなかった。実際の補助金の交付内容は、法人化した集落営農に対する農機具の購入補助等、法人化に対する直接的な支援ではないものが多いため、効果が表れなかつたものと解釈される。

- コントロール変数

最後にコントロール変数に関して解釈を行う。

「出役による共同農作業を実施している集落営農比率」は、正に有意な結果となり仮説が支持された。出役により、集落営農への所属意識が高まり、法人化への意思統一が円滑になると考えられる。

「65歳以上農業従事者比率」は負に有意な結果となり仮説が支持された。65歳以上農業従事者の割合が高い場合、離農を見据え法人化に対して消極的になると考えられる。

「戸別所得補償に加入している集落営農比率」は正に有意な結果となり仮説が支持された。法人化に対する補助金が交付されるため、集落営農の経済的負担が軽減されると考えられる。

一方で、「集落営農当たりの参加農家戸数」と「認定農業者が参加している集落営農比率」、「集落営農の田面積比率」、「経理の共同化を実施している集落営農比率」、「規約・定款の整備を実施している集落営農比率」については、有意な結果を得ることができず、仮説が支持されなかった。これらについては今後の研究課題としたい。

なお、固定効果である土地条件を考慮するために行った変量効果モデルにおいては、「中間農業地域比率」と「山間農業地域比率」は正に有意な結果となり仮説が支持された。北川（2004）によると、中山間地域では農地の維持管理に対する危機意識が高いため、集落営農の法人の設立が進む傾向があると考えられる。

政策提言

第1節 政策提言の方向性

「理論・分析」では、集落営農の法人化の推進に寄与する要因を探るべく、集落営農実態調査報告書等から得たデータを利用して定量分析を行い、集落営農の法人化に関する現行支援策の効果を検証した。その結果、集落営農の法人化の推進に効果がある農水省・都道府県の支援策の取り組みとして、

- ①法人化に関する専門家派遣
- ②法人化に関するパンフレットの作成・配布
- ③法人化に関するマニュアルの作成・配布
- ④集落営農への意向調査

があり、これらの支援策がより推進されることで、集落営農の法人化率が向上することが明らかとなった。

この結果を踏まえ、具体的に以下二つの提言を行う。

I 法人化に関する実態把握及び普及啓発

II 専門家派遣の円滑化

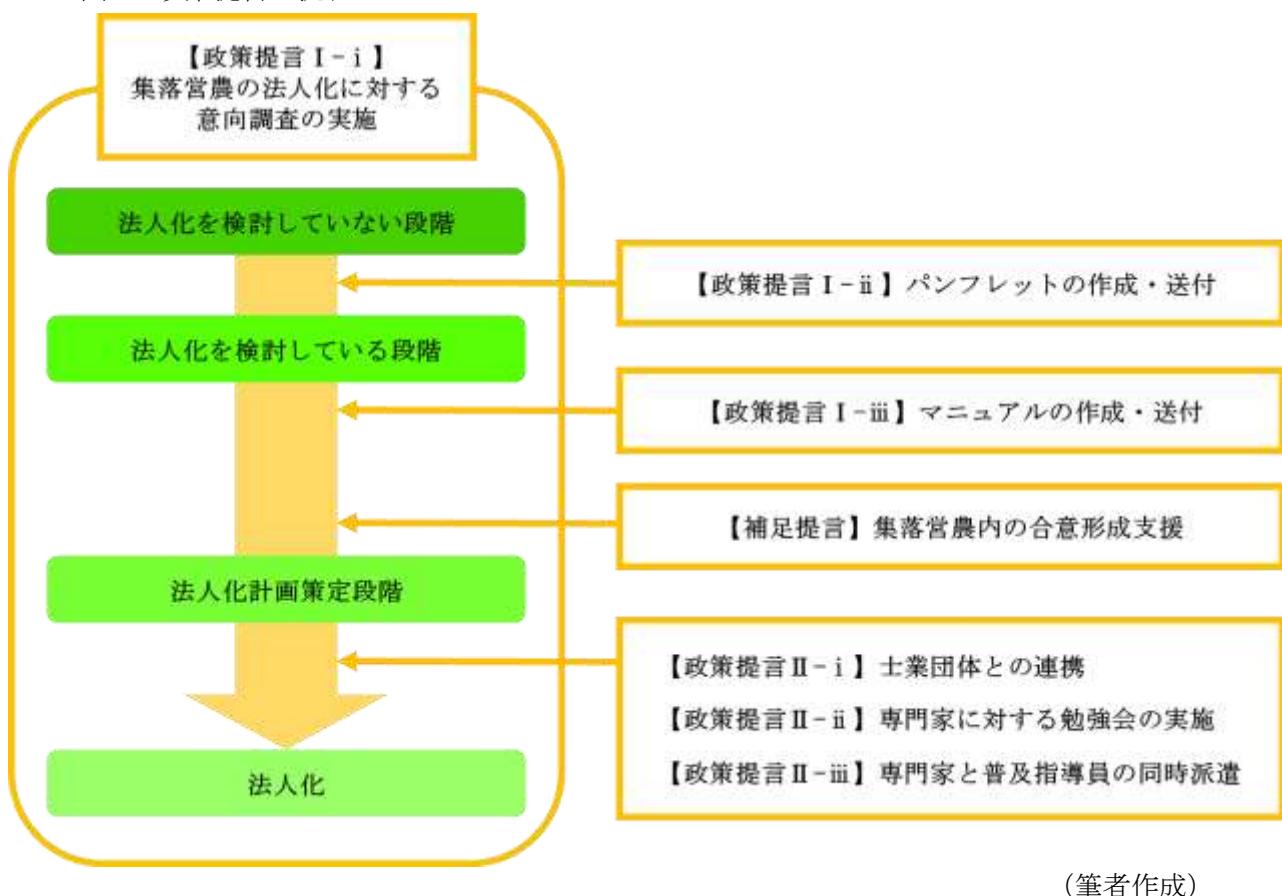
また、道府県へのアンケート調査より、法人化に向けた集落営農内での合意形成が課題であることが明らかとなった。したがって補足的に、合意形成支援を提言する。

以上を踏まえたうえで、集落営農が法人化するまでの過程に沿い、集落営農の状況に合わせた段階別の提言を行う。

はじめに、意向調査によって、集落営農が法人化に対し、どのような段階にあるかを把握する。各集落営農の段階を把握したうえで、法人化を検討していない集落営農にはパンフレットの作成・送付、検討段階にある集落営農にはマニュアルの作成・送付及び集落営農内の合意形成支援を行う。また、集落営農の法人化計画を策定し、法人化手続きを行っている集落営農に対しては、専門家派遣を行う（図9）。

なお、現在の支援策は農水省が枠組みを提示しているが、道府県へのアンケート調査より、都道府県による現場に即した支援策の実施が重要であることが明らかとなった。したがって、状況に鑑みて支援策を実施していく必要があると考えたため、政策提言は都道府県に對して行う。

図9 政策提言の流れ



第2節 政策提言

第1項 法人化に関する実態把握及び普及啓発

本項では、集落営農への意向調査とパンフレット及びマニュアルの作成・送付に関する政策提言を行う。

【政策提言 I-i 集落営農の法人化に対する意向調査の実施】

提言対象：都道府県及び市区町村

本稿の分析により、集落営農への法人化に対する意向調査の実施が、集落営農の法人化促進に効果があることが明らかとなった。都道府県は意向調査を通して、集落営農が法人化するまでの過程の中で、どの段階にあるかを把握することができ、それをもとに、各段階に応じた適切な支援を行うことができる。

集落営農の法人化に対する意向調査は、集落営農の法人化プロセスの段階を問わず、全集落営農を対象に実施するものとする。

● 概要

都道府県が、集落営農の法人化に対する意向を把握することを目的に、集落営農に対し法人化の意向調査を行うことを提言する。都道府県が集落営農の法人化に対する意向調査票を作成し、各市区町村が集落営農に意向調査票を配布及び回収する。回収後は、市区町村から都道府県へと意向調査の結果報告を行う（図10）。

意向調査は、集落営農実態調査と同時に実施することとする。集落営農実態調査とは、農水省が毎年、集落営農の状況を把握することを目的に実施する調査であり、集落営農の存在する市区町村が調査を行う。また、意向調査票は各集落営農の状況を詳しく把握するために、選択式の質問とは別に記述式の質問を加える。意向調査票案は図11に記載した。

● 政策を打ち出す理由と期待される効果

道府県へのアンケート調査より、法人化支援策を実施するうえでの課題として、支援対象の選定が挙げられた。したがって、都道府県は各集落営農が法人化のプロセスのいずれの段階にあるかを把握していない可能性がある。都道府県は意向調査を実施し、集落営農がいずれの段階にあるかを把握することで、適宜適切な集落営農の法人化支援策の活用へと繋げていく必要がある。

現在、多くの集落営農の法人化支援策は、集落営農側からの申請制となっており、行政は集落営農からの申請を待っている状態にある。しかし、三重県及び福井県への聞き取り調査³⁵より、集落営農が自発的に申請をすることは少なく、法人化支援策が活用されていない可能性が示された。したがって、行政側からの積極的アプローチが必要である。この提言により、都道府県は、集落営農への法人化に対する意向調査を実施することで、全集落営農の状況を把握し、申請はしていないが法人化支援を必要としている集落営農にも行政側から支援することができる。

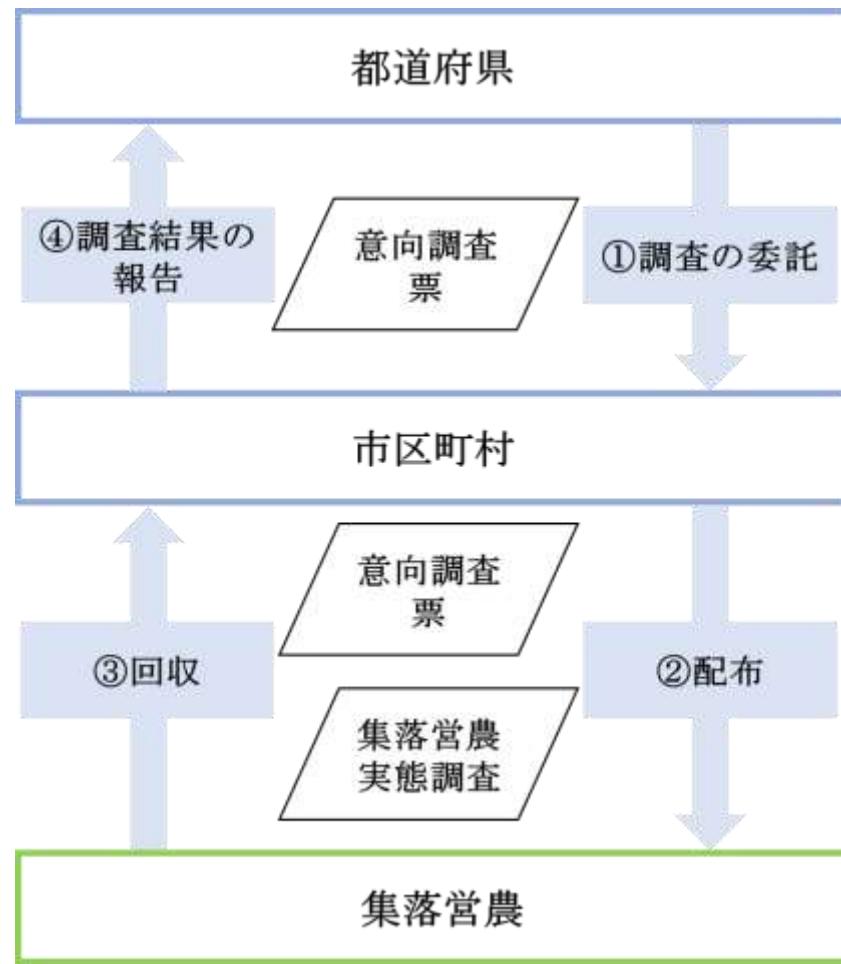
また、ある県では既に意向調査が実施されているが、意向調査票は選択式の回答方法となっている。集落営農内の状況は様々であり、現在実施されている選択式の回答方法ではそれぞれの集落営農が抱える課題を把握することは困難である。したがって、新たに記述式の回答方法を用いて、現在直面している課題を把握することで、その課題に対応した支援を集落営農に対して行うことができる。

● 実現可能性

聞き取り調査より、法人化に関する意向調査を既に実施している県が存在していることが明らかとなり、意向調査票の作成に大きな障壁はないと考えられる。また、集落営農を有する全国の市区町村では、毎年集落営農実態調査を実施している。そこで、意向調査を集落営農実態調査と同時に行うことで、意向調査の単独実施に比べ市区町村の負担を軽減することができる。したがって、集落営農の法人化に関する意向調査の実施は実現可能性が高いと考えられる。

³⁵ 道府県へのアンケート調査の結果を踏まえ、2017年10月20日から27日にかけて、複数の県に電話での聞き取り調査を実施した。

図 10 意向調査実施の流れ



(筆者作成)

図11 意向調査票案

集落営農の法人化に向けた意向調査票	
<u>集落営農名</u>	<u>代表者氏名</u>
(質問1)	あなたの所属する集落営農は法人組織ですか。 あてはまる方に○をつけてください。
	A. 法人組織である B. 法人組織ではない
Aと回答した方は (質問2-1) へ	Bと回答した方は (質問2-2) へ
(質問2-1)	法人を経営するうえで、課題となっていることはありますか。あれば詳細に記述してください。
	A. 検討している B. 検討していない
Bと回答した方は (質問3-1) へ	Aと回答した方は (質問3-2) へ
(質問3-1)	法人化を検討していない理由を教えてください。
	A. 取り組んでいる B. 取り組んでいない
—————	—————
(質問4)	法人化を進める上で課題となっていることや、困っていることはありますか（集落内の合意形成が進まない、法人化の手続きがわからない等）。あれば詳細に記述してください。
	—————
(質問5)	行政による法人化支援を必要としていますか。必要としているなら、どのような支援を受けたいと思うか、詳細に記述してください。
	—————

(筆者作成)

【政策提言 I - ii パンフレットの作成・送付】

提言対象：都道府県

本稿の分析により、法人化に関するパンフレットの作成・送付が集落営農の法人化促進に効果があることが明らかとなった。都道府県が、パンフレットの作成・送付を行うことで、集落営農が法人化の概要や効果等の情報を入手し、法人化を検討するきっかけがうまれる。

パンフレットの作成・送付は、法人化の効果等の情報が不十分で、検討段階に至っていない集落営農に普及啓発することを目的に実施する。

● 概要

都道府県が、法人化の検討段階に至っていない集落営農への情報提供を目的に、集落営農の法人化の概要や効果等の情報をまとめたパンフレットを作成・送付することを提言する。パンフレットは、意向調査において法人化を検討していないと回答した集落営農に対して送付する（図12）。

● 政策を打ち出す理由と期待される効果

現状分析より、集落営農の法人化に関する情報不足が原因で、集落営農の法人化への理解が不十分であることが課題として挙げられた。また、愛媛県への聞き取り調査より、集落営農の構成員が集落営農の法人化を十分に理解していないことから、集落営農の法人化に抵抗感を持っていることが明らかとなった。法人化を検討していない段階の集落営農にパンフレットを送付することで、法人化に関する情報を得て理解が深まり、法人化への抵抗感を和らげることができる。これにより、集落営農の法人化を検討するきっかけがうまれる。

現在、パンフレットは、農業の関係機関への設置や研修・セミナーでの配布にとどまるため、法人化に関心が低い集落営農に対して送付する必要がある。そこで、意向調査において、法人化を検討していないと回答した集落営農に対象を絞り、パンフレットを送付する。

● 実現可能性

道府県へのアンケート調査より、パンフレットの作成は複数の県で実施されていることが明らかとなり、作成に大きな障壁はないと考えられる。また送付対象を、法人化を検討していないと回答した集落営農のみに絞ることで、効率的な送付が可能となる。したがって、パンフレットの作成・送付の実現可能性は高いと考えられる。

【政策提言 I - iii マニュアルの作成・送付】

提言対象：都道府県

本稿の分析により、法人化に関するマニュアルの作成・送付が集落営農の法人化促進に効果があることが明らかとなった。都道府県が、マニュアルの作成・送付を行うことで、集落営農が法人化の諸手続き等の情報を手に入れることができる。

マニュアルの作成・送付は、法人化を検討しているが法人化の諸手続きに関する知識が不十分な集落営農に対し、情報提供することを目的に実施する。

● 概要

都道府県が、法人化の検討をしているが法人化の諸手続きに関する知識が不十分な集落営農への情報提供を目的に、集落営農の法人化の諸手続き等に関する情報をまと

めたマニュアルを作成・送付することを提言する。意向調査において、法人化を検討していると回答した集落営農に対してマニュアルを送付する（図12）。

- 政策を打ち出す理由と期待される効果

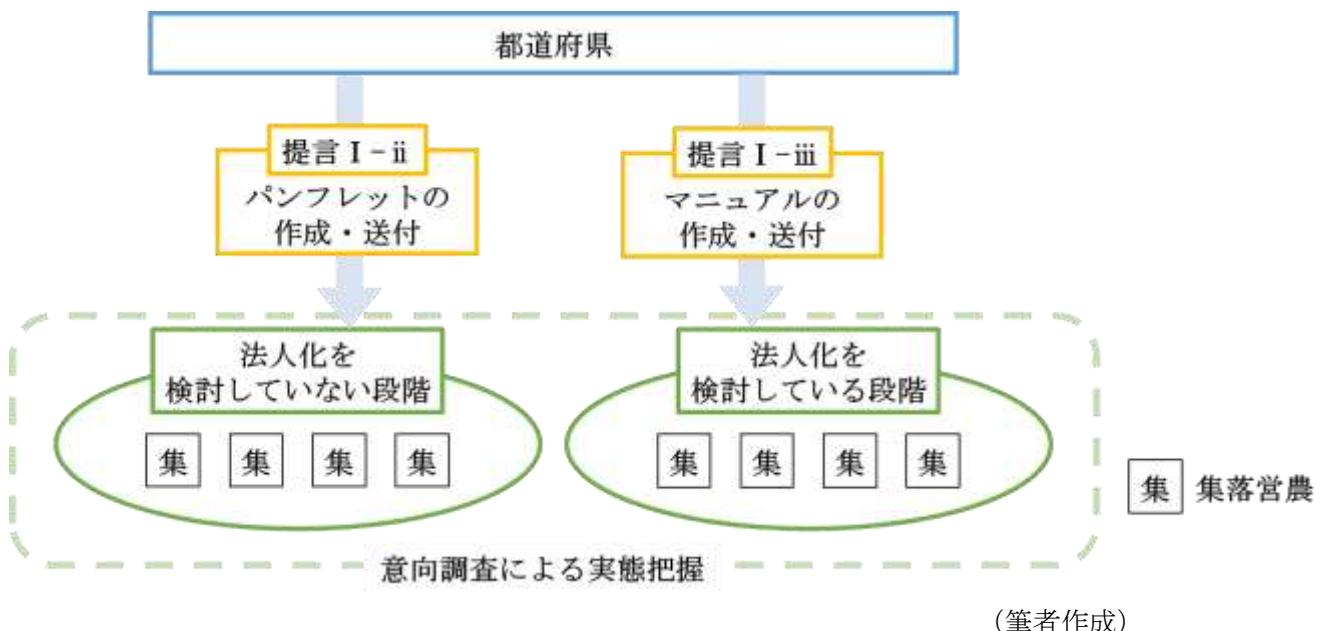
現状分析より、法人化の手続きが難しいと感じる集落営農が存在することが分かった。したがって、マニュアルの作成・送付により、法人化の諸手続きに関する情報を提供する必要がある。

集落営農は、マニュアルから法人化の諸手続きに関する情報を得ることができる。滋賀県への聞き取り調査より、集落営農がマニュアルを利用し、行政からの支援を受けず独自で法人化できる事例も存在することが明らかとなった。

- 実現可能性

道府県へのアンケート調査より、マニュアルの作成は、複数の県で実施されていることが明らかとなり、作成に大きな障壁はないと考えられる。また、意向調査において、法人化を検討していると回答した集落営農のみに対象を絞ることで、効率的な送付が可能となる。したがって、マニュアルの作成・送付の実現可能性は高いと考えられる。

図12 パンフレットの作成・送付及びマニュアルの作成・送付



第2項 専門家派遣の円滑化

本稿の分析により、法人化に関する専門家派遣の実施が、集落営農の法人化促進に効果があることが明らかとなった。

専門家派遣により、法人化に関する情報提供や、法人経営に対応可能な人材育成がなされ、法人化が促進される。専門家派遣の対象は、法人化計画を策定し実際に法人化への手続きに取り組んでいる集落営農である。

しかし、道府県へのアンケート調査より、法人化に関する専門家派遣を実施している道府県は17にとどまることが明らかとなった。したがって、以下、専門家派遣を促進させるための提言を行う。

【政策提言 II-i 士業団体との連携】

提言対象：都道府県

● 概要

集落営農へと派遣する税理士、社会保険労務士、司法書士、中小企業診断士等の資格を持つ専門家の確保を目的とし、各地の士業団体と連携することを提言する。都道府県は、連携した士業団体から、士業従事者の紹介を受け、その人材を専門家に認定する。

聞き取り調査に基づき、ここで想定する士業を、税理士、社会保険労務士、司法書士、中小企業診断士とする（表 10）（図 13）。

表 10 士業別の支援内容

士業	支援内容
税理士	経営計画書や決算書の作成支援、確定申告の相談・支援、事業継承の際の税制面支援
社会保険労務士	労働保険・社会保険の適用支援、労働基準法等の労働法規への対応支援、就業規則等作成支援等の労務管理支援
司法書士	農業生産法人設立やその後の諸手続きの支援、農地移転・農地法の許認可・事業継承や相続等の手続き支援
中小企業診断士	マーケティング・人材育成・事業計画の策定・資金調達・商品開発・販路開拓・六次産業化等の支援、経営診断・経営改善

（埼玉県ホームページより筆者作成）

● 政策を打ち出す理由と期待される効果

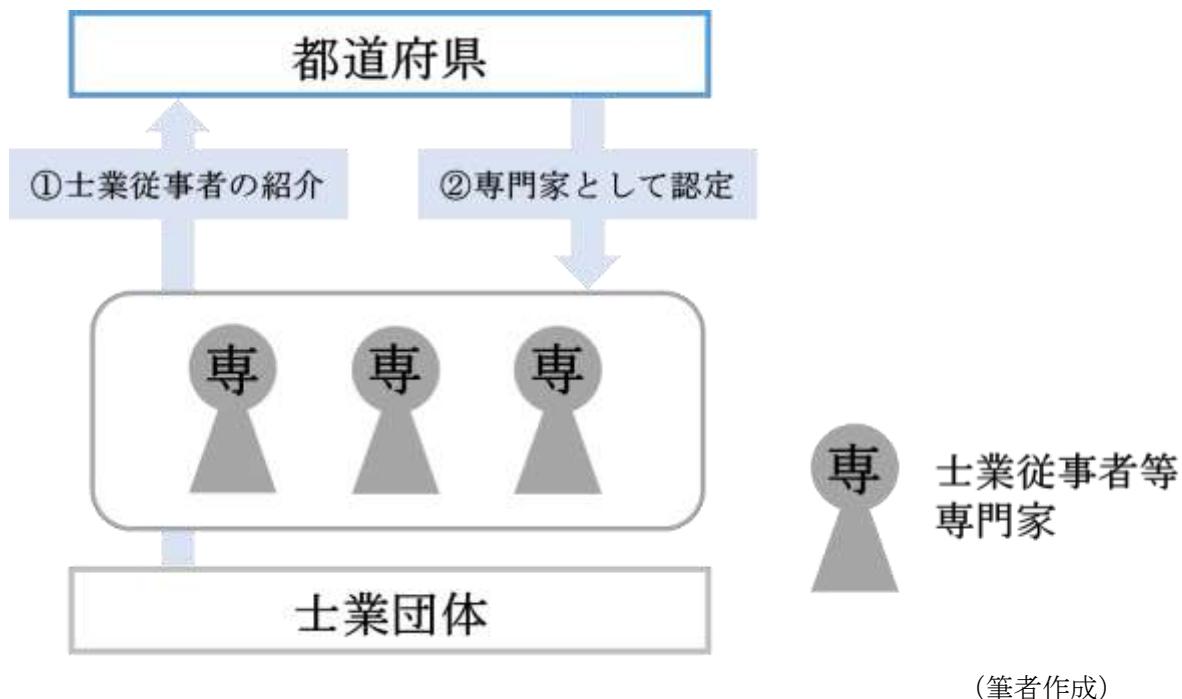
道府県へのアンケート調査より、専門家を派遣するうえでの課題として、専門家不足が挙げられた。集落営農の法人化を進めていく過程で必要となる士業従事者は、それぞれが税理士会等といった士業団体を組織しており、このような団体は各地域内で活動する士業従事者を把握している。したがって、道府県は各士業団体と連携することで、専門家の確保が容易になると考えられる。

都道府県は士業団体と連携することで、専門家として派遣可能な士業従事者の紹介を受けることができ、都道府県がその人材を専門家として認定することで、専門家を確保できる。

● 実現可能性

士業団体は、各都道府県に存在しており、その地域で活動する士業従事者はそれぞれの団体に登録しているため、士業団体は専門家として活動可能と見込まれる士業従事者に関する情報を有している。したがって、士業団体は都道府県に対して士業従事者の情報を提供することができるため、都道府県から士業従事者への働きかけは容易である。さらに、この提言と同様に、士業団体との連携による専門家の確保を行っている都道府県が既に存在しているということが、聞き取り調査によって明らかとなった。したがって、士業団体との連携の実現可能性は高いと考えられる。

図13 士業団体との連携



【政策提言 II - ii 専門家に対する勉強会の実施】

提言対象：都道府県

- **概要**

聞き取り調査より、専門家を派遣するうえでの課題として、専門家の農業に関する知識不足が挙げられた。税理士、社会保険労務士等の士業従事者は農業の経営に関する仕事の経験が少なく、農業の知識を有している士業従事者は少ない。したがって、提言II-iで確保した人材に対して、都道府県が、農業に関する制度等について学ぶ勉強会を開催することを提言する（図14）。

- **政策を打ち出す理由と期待される効果**

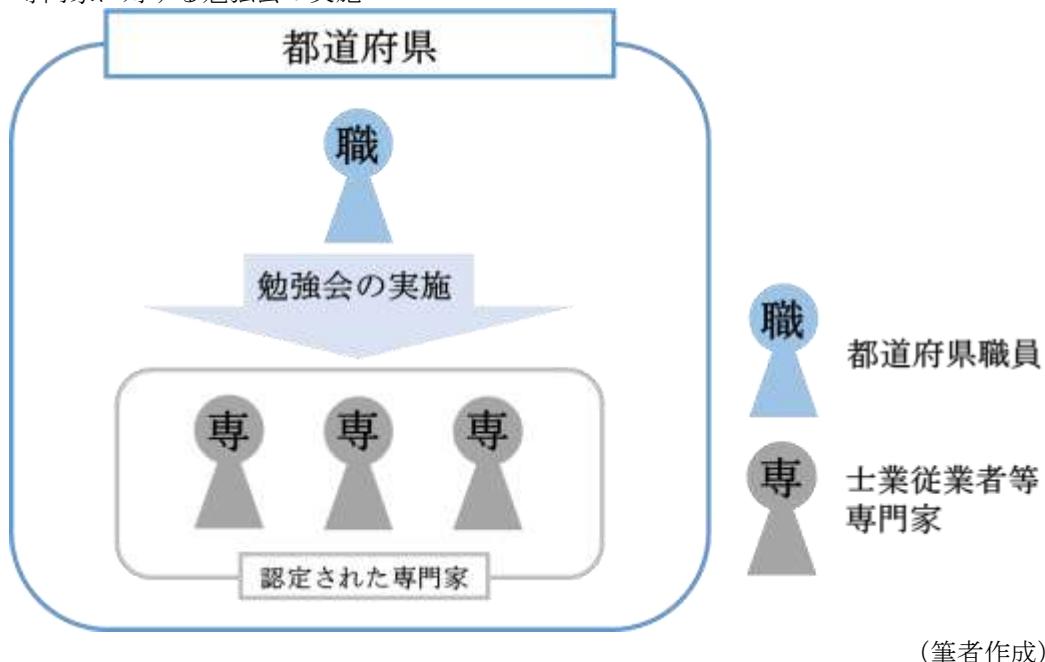
提言II-iによって人材を確保したとしても、その人材が農業の経営に関する仕事の経験が少ない可能性がある。したがって、士業団体から紹介を受け、都道府県により専門家として認定された人材が、円滑に活動できるよう支援する必要がある。そのため、都道府県の職員が専門家に対して、農業の制度に関する知識を教授することが必要である。

専門家が農業に関する知識を得ることで、専門家として派遣された際に農家とより円滑に連携できると予想される。

- **実現可能性**

聞き取り調査より、複数の都道府県では勉強会実施の必要性を感じていることが明らかになった。また、ある県では来年度の実施に向けて検討段階にあることが分かった。したがって、勉強会の実施の実現可能性は高いと考えられる。

図 14 専門家に対する勉強会の実施



【政策提言 II-ⅲ 専門家と普及指導員の同時派遣】

提言対象：都道府県

- **概要**

専門家の農業経営に関する知識不足を補うことを目的として、専門家を集落営農へ派遣する際、普及指導員と連携させ集落営農へ同時に派遣することを提言する（図 15）。普及指導員^{3.6}とは、農家を訪問して農業技術の指導や経営相談を行い、農業に関する情報を提供する都道府県の職員である。集落営農が法人化する際に、普及指導員は集落営農への法人化に関する情報の提供や法人化の資料作成等を行う。

また、集落営農への派遣前に、普及指導員と専門家間で集落営農に関する情報を共有することとする。

- **政策を打ち出す理由と期待される効果**

前述の通り、専門家を派遣するうえでの課題として、専門家の農業に関する知識不足が挙げられている。以上の課題に対して、提言 II-ii で勉強会を実施することによって、専門家は農業の制度に関する知識を得ることができる。その後、実際に専門家を集落営農に派遣する際、専門家と普及指導員を同時に派遣することを提言する。これにより、専門家は普及指導員から農業経営に関する実践的な知識を学ぶことができる。また、派遣される前に担当の集落営農の情報を両者で共有することで、派遣時に円滑に業務を遂行できると考えられる。

埼玉県への聞き取り調査より、専門家と普及指導員を同時派遣することで、相乗効果が期待できることが明らかになった。具体的には、専門家が普及指導員から農業経営に関する実践的な知識を得ると同時に、普及指導員は専門家から法人化に関する知識を

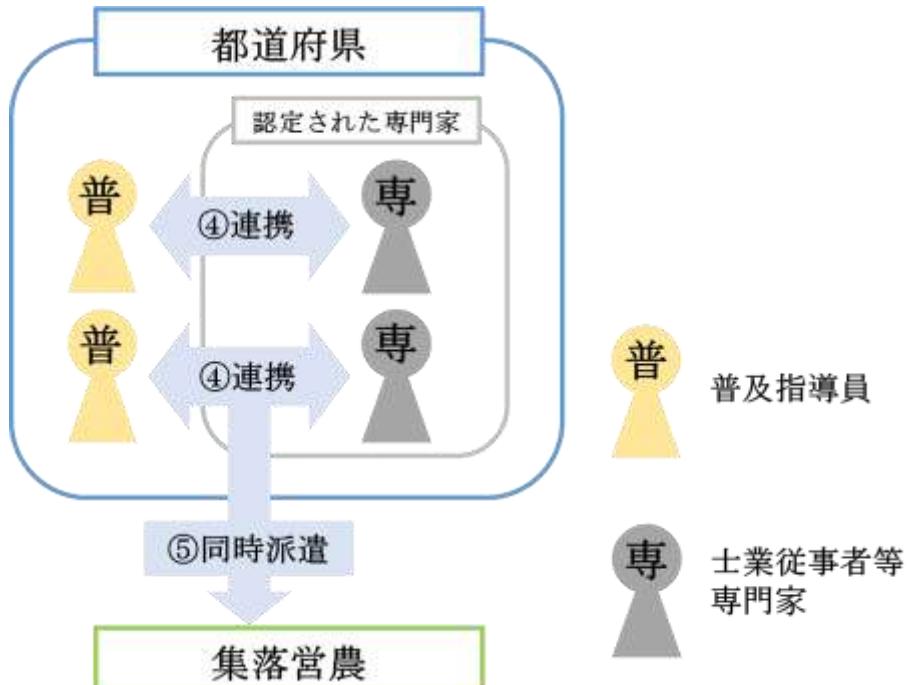
^{3.6} 2016 年度時点で、全国に 6330 人存在する。具体的に普及指導員は、農家に出向いて、野菜や果物の栽培講習会を開催したり、病害虫の診断を行ったりしている。

得ることができる。

- 実現可能性

専門家と普及指導員を同時派遣することで、両者の知識が相乗的に活かされ、集落営農の法人化が円滑に進むと考えられる。また、ある県では同時派遣を実施していることから、他の都道府県が導入することは容易である。したがって、専門家と普及指導員の同時派遣の実現可能性は高いと考えられる。

図 15 専門家と普及指導員の同時派遣



(筆者作成)

第3項 集落営農内の合意形成支援

道府県へのアンケート調査において、複数の県より、法人化に向けた集落営農内の合意形成が課題として挙げられたものの、本稿では、定量分析においてデータの制約上、集落営農内の合意形成の難しさが法人化に与える影響について考慮できなかった。しかし、その後の聞き取り調査においても合意形成の重要性が多く指摘された。長崎県壱岐振興局地域普及課への聞き取り調査において、集落営農内でも法人化に対する抵抗感から法人化に反対する農家が一定数おり、集落営農内全戸における合意形成は困難であることが示唆された。実際に法人化をした集落営農からも、法人化を進めていく過程において、法人化後の経営に対する不安等が原因で、集落営農内の合意形成が課題となったことが示された。

以上より、補足提言を行う。

【補足提言 集落営農内の合意形成支援】

提言対象：都道府県

道府県へのアンケート調査より、集落営農の法人化において、集落内の合意形成が課題であることが明らかとなった。したがって、集落営農が法人化するうえで、集落営農の構成員の合意形成は必須であることから、行政が働きかけ、合意形成を促すことが重要であるといえる。

合意形成支援は、法人化を検討している段階の集落営農を対象に実施する。

● 概要

集落営農の法人化に向けた集落営農内の合意形成を支援することを提言する。具体的には、前述した普及指導員が集落営農内で果たす役割として、以下(1)、(2)を提言する。

(1) 法人化に向けた合意形成の場への参加

集落営農内の合意形成を促進することを目的に、普及指導員が集落営農内の法人化に向けた話し合いの場に参加することを提言する。普及指導員が合意形成の場に参加する際に、集落営農の法人化に向けて必要となる情報を提供するとともに、集落営農との連携を深める（図16）。

(2) 既に法人化を達成した集落営農（以下、既存集落営農法人）との橋渡し

普及指導員が、法人化検討段階の集落営農と、既存集落営農法人との橋渡し役となることを提言する。合意形成に行き詰っている集落営農が法人化の成功例を参考することを目的に、普及指導員が既存集落営農法人を紹介し、話を聞く場を設ける。紹介を行う際、普及指導員は、法人化検討段階の集落営農と条件が似ている既存集落営農法人を紹介する（図17）。

● 政策を打ち出す理由と期待される効果

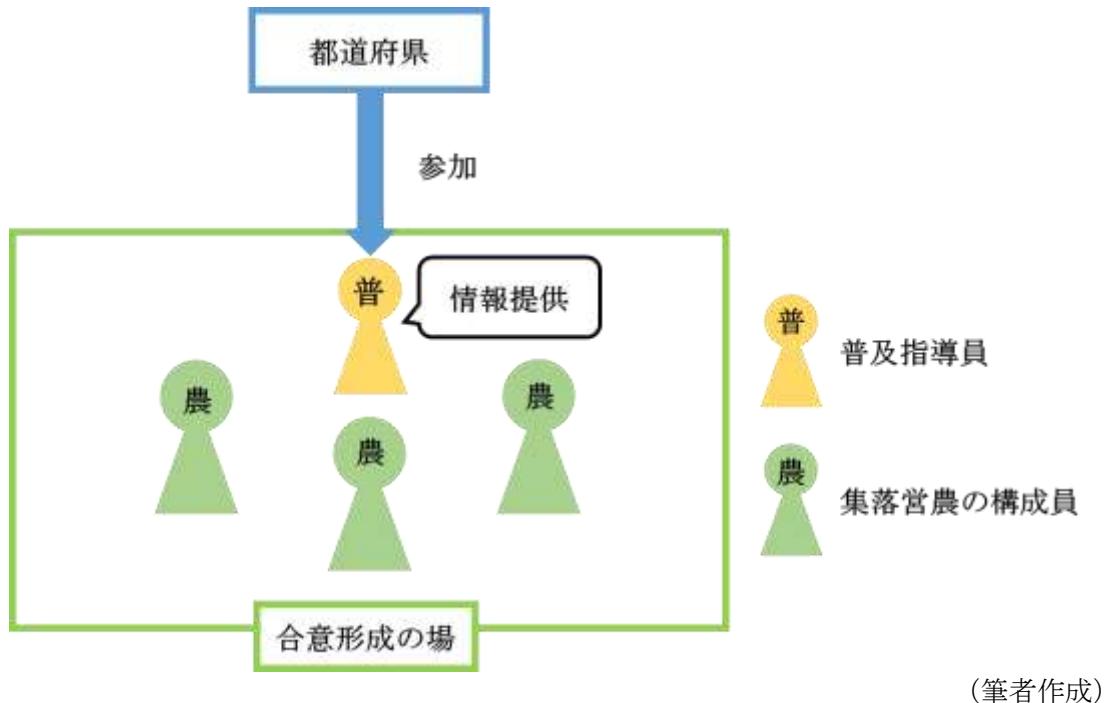
集落営農法人への聞き取り調査より、集落営農の法人化に際し実施される合意形成の場において、普及指導員が集落営農の話し合いの場に参加し、適宜情報の提供や必要書類の作成補助を行ったことで、円滑に法人化が進んだことが示された。したがって、地域の農業の状況を把握している普及指導員が話し合いの場に参加することで、法人化が推進されると考えられる。

また、聞き取り調査より、合意形成時に最も効果的であった取り組みとして、既存集落営農法人から成功事例を聞くことや既存集落営農法人を見学することが挙げられた。既存集落営農法人から情報を得ることによって、集落営農の法人化に関する理解を深め、集落営農内の合意形成が促進されると考えられる。普及指導員が法人化検討段階の集落営農と条件の似た既存集落営農法人との橋渡しを行うことで、検討段階の集落営農は法人化をより実現可能なものとして検討することができる。

● 実現可能性

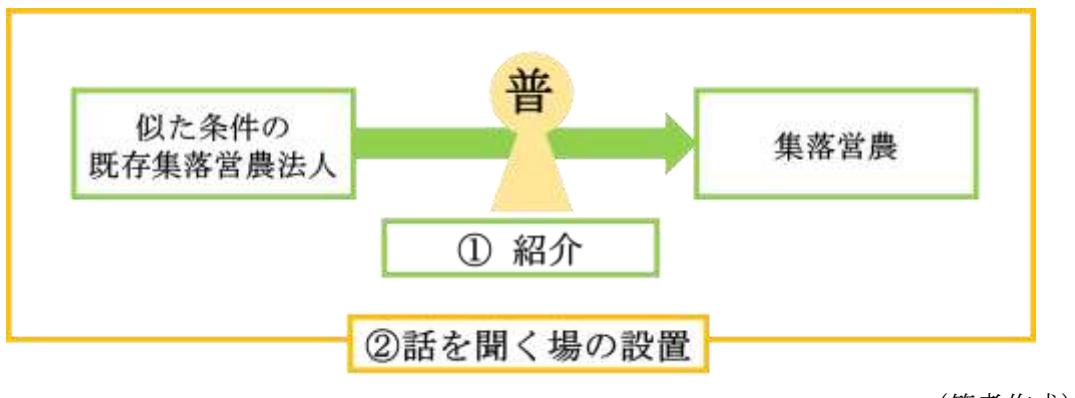
聞き取り調査より、普及指導員が合意形成の場に参加した集落営農法人が存在することが明らかとなった。また、普及指導員は、実際に現場に赴いて活動しているため、集落営農の実情を把握している。したがって、条件の似た既存集落営農法人を見つけることが容易であるため、紹介へと繋がりやすいと考える。以上より、実現可能性は高いと考えられる。

図 16 法人化に向けた合意形成の場への参加



(筆者作成)

図 17 既存集落営農法人との橋渡し



(筆者作成)

第3節 政策提言のまとめ

以下、政策提言についてまとめる。

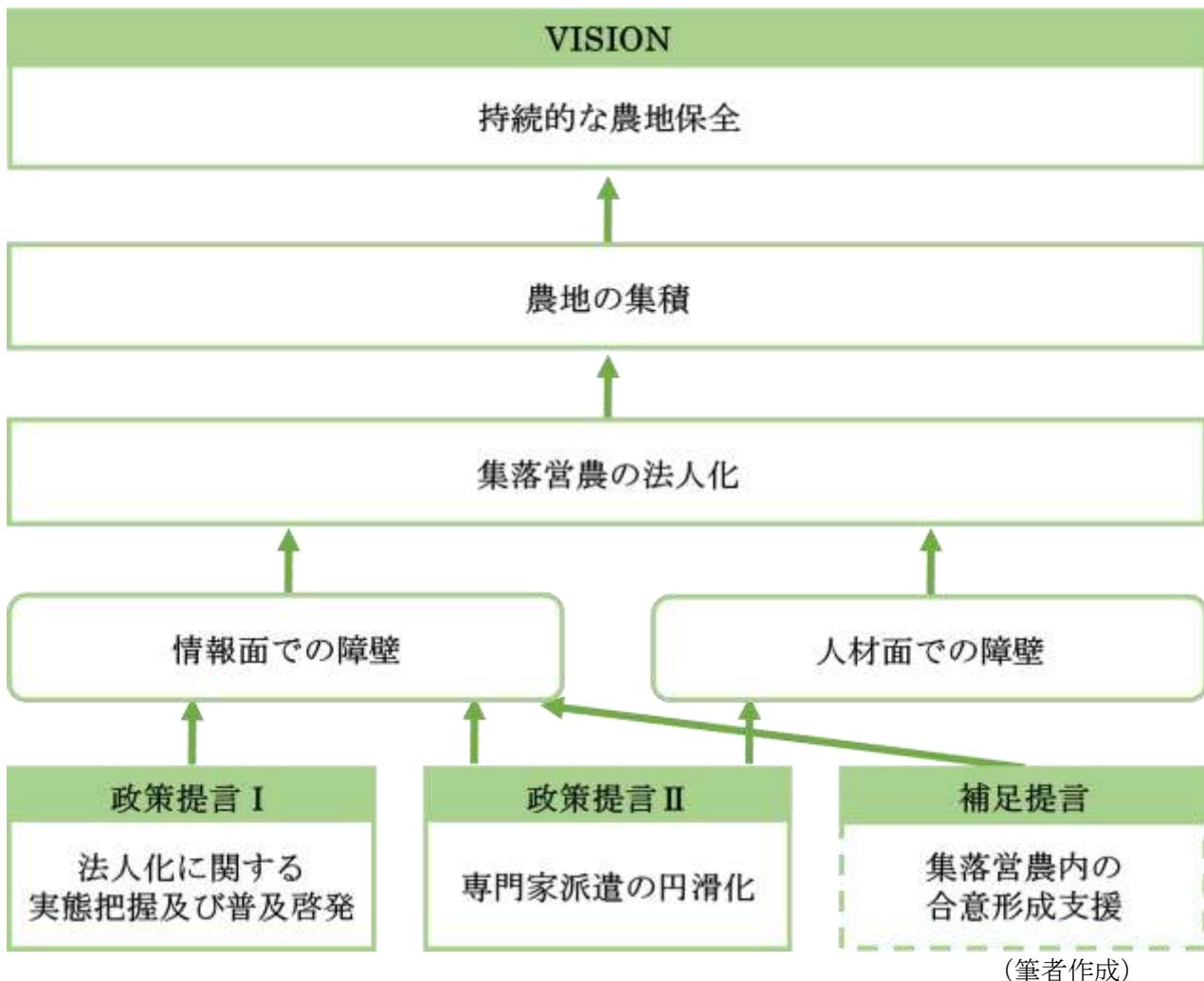
提言Ⅰにより、都道府県が、各集落営農の法人化に対しての意向を把握でき、集落営農の法人化支援の対象者を選定できる。加えて、集落営農の段階に応じた情報提供を行い、法人化に関する理解を深めることができる。

提言Ⅱにより、都道府県が専門家を確保でき、専門家派遣が円滑に行われることで、集落営農の法人化を進める過程における障壁を取り除くことができる。

補足提言により、集落営農が法人化を検討する段階において、普及指導員による情報提供や、既存集落営農法人を参考にすることにより、集落営農内の法人化に向けた合意形成を円滑に進めることができる。

以上で提言した政策により、集落営農の法人化を進めていく過程での障壁が取り除かれ、集落営農の法人化が促進されると考えられる。また、集落営農の法人化が進むことで農地の集積が進み、本稿のビジョンである「持続的な農地保全」が達成される（図18）。

図18 政策提言のまとめ



おわりに

本稿では、放棄地の発生抑制を達成し、「持続的な農地保全」を実現することをビジョンとして、農地の集積に有効である「集落営農の法人化」に焦点をあてた。文献調査や農水省ならびに各道府県に対する聞き取り調査より、法人化そのものの課題、法人化推進支援策を行う際の課題を洗い出し、現状を把握した。そのうえで、市町村別の集落営農の法人化率を用いたパネルデータ分析を行い、その結果をもとに、集落営農の法人化をより推進する政策を提言した。また、提言の際には、全国の各道府県に対して行ったアンケート調査により得られた各支援策を実施するうえでの課題を考慮すると同時に、実際に法人化した集落営農に対して行った聞き取り調査に基づき、実情に即した提言ができるよう工夫した。

本稿の定量分析では、集落営農が法人化するにあたってどのような障壁があるのか、それに対してどのような支援策が有効であるかを検証するため、法人化に至るまでの過程に着目した。しかし、先行研究では集落営農の法人化は有効であると述べる一方で、法人化後の持続的な経営が重要であるとも指摘されている。本稿では、データの制約上、法人化後の経営の持続性についての実証分析を行うことができなかった。この点については、今後の研究課題としたい。

本稿の執筆にあたって、聞き取り調査にご協力頂いた農林水産省経営局経営政策課、滋賀県農政水産部農業経営課からは丁寧かつ有益な情報を頂いた。また、多くの道府県の担当者の方にも、アンケート調査、及びデータの収集にご協力頂いた。さらに、「農事組合法人アグリすのうち」代表者様、「農事組合法人ほづ」代表者様、「農事組合法人八頭船岡」代表者様にも聞き取り調査にご協力頂いた。ここに感謝の意を表し、本稿の締めとする。

先行研究・参考文献

先行研究

- ・北川太一（2004）「農を基軸とする地域経営体の形成条件と展開方向」『農林業問題研究』（地域農林経済学会）第39巻第4号, pp. 345-356
- ・藤栄剛（2016）「農地・構造政策と農地集積」『農業経済研究』（日本農業経済学会）第88巻第1号, pp. 67-82
- ・山本公平（2017）「集落営農法人における重層的組織の持続的経営に関する一考察」『関西学院大学国際学研究』（関西学院大学国際学研究フォーラム）第6巻第2号, pp. 77-86

参考文献

- ・荒井聰（2010）「政策転換期における集落営農組織再編の新動向—岐阜県を中心として—」『経営安定プロジェクト研究資料』（農林水産政策研究所）第5号, pp. 84-98
- ・安藤光義（2008）「水田農業構造再編と集落営農—地域的多様性に注目して—」『農業経済研究』（日本農業経済学会）第80巻第2号, pp. 67-77
- ・小野智明（2010）「集落営農の発展と法人化について」『農林水産政策研究所 経営安定プロジェクト研究資料』（農林水産政策研究所）第3号, pp. 1-14
- ・桂明宏（2006）「集落営農と経営政策」『農業経営研究』（日本農業経営学会）第43巻第4号, pp. 26-34
- ・国土交通省（2009）「空き地・空き家等外部不経済対策について」
<https://www.mlit.go.jp/common/000042301.pdf> 2017/11/10 アクセス
- ・国立国会図書館（2015）「農業生産法人をめぐる現状」
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9277805_po_0867.pdf?contentNo=1 2017/11/10 アクセス
- ・埼玉県ホームページ<<https://www.pref.saitama.lg.jp/index.html>> 2017/11/10 アクセス
- ・千木良弘, 早川和彦, 山本拓（2011）『動学的パネルデータ分析』（知泉書館）
- ・仙田徹志（1989）「耕作放棄地の発生要因に関する計量分析」『農業経営研究』（日本農業経営学会）Vol. 36 (1998-1999) No. 1, pp. 57-62
- ・高橋大輔（2010）「農地流動化と取引費用」『農業経済研究』（日本農業経済学会）第82巻3号, pp. 172-185
- ・田代洋一（2006）『集落営農と農業生産法人』（筑波書房）
- ・田中尚智（2016）「集落営農組織法人化で描く地域ビジョン」『AFC フォーラム』（日本政策金融公庫農林水産事業本部）第64巻第2号, pp. 7-10
- ・内閣府（2013）「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省ホームページ<<http://www.maff.go.jp/>> 2017/11/10 アクセス
- ・日本学術会議（2001）「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/shimon-18-1.pdf> 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省（1992）「新しい食料・農業・農村政策の方向」

- <<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo02/newblaw/hoko.html>> 2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2005) 「食料・農業・農村基本計画」
<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/20050325_honbun.pdf> 2017/11/10
アクセス
- ・農林水産省 (2007a) 「国内農業の体质強化に向けて」
<<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/special/global/epa/04/item1.pdf>>
2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2007b) 「品目横断的経営安定対策のポイント」
<http://www.maff.go.jp/j/study/daizu_gensanti/01/pdf/data2.pdf> 2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2011a) 「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱」
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/280418_hito_nouchi_mondai.pdf>
2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2011b) 「法人の設立手続」
<http://www.maff.go.jp/kobetu_ninaite/n_seido/seturitu_tetuzuki.html>
2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省 (2013a) 「集落営農組織の法人化のすすめ」
<http://www.maff.go.jp/chushi/kohoshi/panf/pdf/syurakueino_panf.pdf>
2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2013b) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」
<<http://www.maff.go.jp/kanbo/saisei/honbu/pdf/1-2plan.pdf>> 2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2013c) 「集落営農の法人化等推進支援」
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/25kettei_02.pdf> 2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2013d) 「法人経営のメリット」
<http://www.maff.go.jp/kobetu_ninaite/n_seido/pdf/houjin_keiei_merit.pdf>
2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2014) 「4 担い手経営発展支援事業」
<http://www.maff.go.jp/j/budget/2015/pdf/04_27_youkyu.pdf> 2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2015a) 「6 集落営農組織と認定農業者との関係」
<<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/keiei6-14.pdf>>
2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2015b) 「農地転用・農地流動化に関する農家アンケート調査結果」
<
http://www.maff.go.jp/nousin/noukei/totiriyo/tenyou_kisei/271221/pdf/siryou4.pdf
>
2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2015c) 「平成 27 年集落営農活動実態調査」
<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001138899>> 2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2015d) 「担い手経営発展支援事業」
<http://www.maff.go.jp/j/budget/2015/pdf/04_27_youkyu.pdf> 2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2016a) 「農業経営力向上支援事業実施要綱」
<http://www.maff.go.jp/kobetu_ninaite/n_seido/pdf/keiei_ryoku_youkou.pdf>
2017/11/10 アクセス
 ・農林水産省 (2016b) 「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱」
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/280418_hito_nouchi_mondai.pdf>

2017/11/10 アクセス

- ・農林水産省大臣官房統計部（2017）「農林水産統計」
 <<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/attach/pdf/index-16.pdf>> 2017/11/10 アクセス
 - ・農林水産政策研究所（2010）「集落営農組織への 21 年度アンケート調査結果（第 2 回）」
 <http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/syuraku/2009/pdf/100309_1.pdf>
- 2017/11/10 アクセス
- ・農林中金総合研究所（2013）「水田稻作における担い手問題と法人経営」
 <<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1309re2.pdf>> 2017/11/10 アクセス
 - ・法務局「商業・法人登記」
 <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/goannai_index_syougyou.html>
- 2017/11/10 アクセス
- ・森拓也（2013）「多年生雑草が優占する耕作放棄地の復元技術」『雑草と作物の制御』第 9 卷, pp31–33
 - ・矢挽尚貴（2015）「統計データによる耕作放棄地と集落営農の関係分析」『農村工学研究所技報』（農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所）第 217 号, pp. 75–83
 - ・Lillard, L. A. and R. J. Willis (1978) 「Dynamic Aspects of Earning Mobility」*Econometrica*, 46, 985–1012

データ出典：

- ・農林水産省統計部「農林業センサス累年統計 - 農業編一」
 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?bid=000001047487>> 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省統計部「2010 年世界農林業センサス」
 <<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/dai1kan.html>> 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省統計部（2015）「2015 年農林業センサス」
 <<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/dai1kan.html>> 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省統計部「平成 23 年集落営農実態調査報告書」
 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001081849>> 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省統計部「平成 24 年集落営農実態調査報告書」
 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001100330>> 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省統計部「平成 25 年集落営農実態調査報告書」
 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001114516>> 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省統計部「平成 26 年集落営農実態調査報告書」
 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001127354>> 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省統計部「平成 27 年集落営農実態調査報告書」
 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001138899>> 2017/11/10 アクセス
- ・農林水産省統計部「平成 28 年集落営農実態調査報告書」
 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001169843>> 2017/11/10 アクセス

- ・農林統計協会「2010年農業集落カードデータ」

(別添1) 聞き取り調査

滋賀県庁 聞き取り調査概要	
実施日	場所
2017年9月12日	滋賀県庁
参加者	
滋賀県 滋賀県農政水産部農業経営化地域農業戦略室 担当者1名 大阪大学赤井研究会 唐井優希 植田康大 沖田菜緒	
議事内容	
<p>【集落営農法人化計画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>法人化が困難な集落営農に対して、今後行う予定の支援はあるか。</u> 農地の集積、担い手を他の集落から呼ぶといった方法の提案をしている。 	
<p>【集落営農法人化の効果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>法人化を行うことによって集落営農の経営力の向上や、新規雇用を行うことができるようになった等の効果の報告はあるか。</u> —経営力の向上について 認定農業者になることで得られる補助金を活用する等して経理上のメリットが増えた、また顧問税理士の雇用により、運営や相談がしやすくなったといった効果が挙げられる。 —新規雇用について 赤字でなければよいと考える農家が多く、このような経営状況においては、法人化しても新規雇用は難しい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>資金面の優遇以外に兼業農家が法人化するきっかけはどのようなものがあるか。</u> 国の支援策に対応し、補助金助金をもらう、といったきっかけがある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>滋賀県として広域での集落営農広域化を進めているか</u> 法人化や広域化による経営効率化を促したり、法人化の連携を進めたりしている。 	
<p>【農業経営体の法人化推進政策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>滋賀県独自の法人化推進支援策はあるか。</u> 滋賀県独自の政策としては、集落営農等法人化支援事業、集落営農経営高度化アドバイザー派遣事業、集落営農法人等経営体质強化支援等を行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>法人化した集落営農に期待する機能、役割はなにか。</u> 法人化した集落営農には、農業経営力アップと地域貢献を期待している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>集落営農の行政について、県や市町村との役割の分化や棲み分けはどのようにになっているか。</u> 市町村単位での法人化に関する取り組みは少ない。県単位では、指導員等による法人化に関する相談対応等の積極的な取り組みが行われている。 	
<p>【集落営農法人化を行う動機や政策上の課題について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>集落営農が法人化を検討する際の不安要因に関して、どのような対策をしているか。</u> 「経営の赤字」「税務手続きが煩雑」といった不安要因は、法人化に関する知識不足から発生するものであるため、関係機関による丁寧な説明によって解決できると考えている。 	

・法人化後の課題に対してどのようなサポートを実施しているか

法人化後の課題はそれぞれの集落営農によってさまざまであるため、指導員、JA 指導員が中心になって、技術的、経営的指導を行っている。また、中小企業診断士等のアドバイザー派遣も行っている。

・農地の利用に関して、農地を構成員との賃借によって利用している集落営農の法人はどの程度存在するのか

ほとんどの集落営農の法人は、賃借によって農地を利用している。

(別添 2) 調査票質問項目

【アンケート①】農水省が実施する施策について

1. 農業経営力向上支援事業(2016年)および担い手経営発展支援事業について(2015年)

1.1. 農業経営法人化推進体制整備事業の実施の有無と、実施ありの場合その目的

専門家による指導・助言について、専門家派遣、研修・セミナーの開催、普及啓発活動について、農業者の理解促進

1.2. 農業経営法人化等支援事業のうち

法人経営に必要となる労務・財務管理活動等支援事業の実施の有無とその目的

「都道府県主体」の場合と「市町村主体」の場合（市町村主体の場合は実施市町村）

1.3. 担い手の経営継承円滑化支援の実施の有無について

専門家による相談・指導活動・農業経営者を対象とする研修・セミナー・経営継承マニュアルの作成

「都道府県主体」の場合と「市町村主体」の場合（「市町村主体」の場合は実施市町村）

1.4. 農業経営力向上支援事業および担い手経営発展支援事業を実施するうえで、課題となっていること

2. 集落営農の法人化等推進支援について(2013年)

2.1. 集落営農の経理担当者等の育成支援の実施の有無

2.2. 集落営農の法人化等推進支援を実施するうえで、課題となっていること

3. 人・農地問題解決推進事業について(2011～2016年)

3.1. 地域連携推進員の設置および派遣事業の実施の有無

「都道府県主体」の場合と「市町村主体」の場合（「市町村主体」の場合は実施市町村）

3.2. 人・農地問題解決推進事業を実施するうえで、課題となっていること

【アンケート②】都道府県が実施する施策について

1. 都道府県独自の集落営農の法人化施策について

1.1. アンケート①でお伺いした国庫補助事業とは独立した都道府県独自の政策の有無

(別添3) アンケート調査対象道府県

アンケート調査対象道府県					
北海道	栃木県	福井県	京都府	山口県	鹿児島県
青森県	群馬県	長野県	兵庫県	香川県	
岩手県	埼玉県	岐阜県	奈良県	愛媛県	
宮城県	神奈川県	静岡県	和歌山県	高知県	
秋田県	新潟県	愛知県	鳥取県	佐賀県	
山形県	富山県	三重県	岡山県	熊本県	
福島県	石川県	滋賀県	広島県	大分県	

(別添4) 定量分析対象市町村

定量分析対象市町村				
北見市	零石町	五城目町	猪苗代町	村上市
美唄市	岩手町	八郎潟町	会津坂下町	燕市
紋別市	滝沢村	美郷町	湯川村	糸魚川市
士別市	紫波町	羽後町	三島町	妙高市
名寄市	矢巾町	東成瀬村	金山町	五泉市
当別町	西和賀町	山形市	昭和村	上越市
共和町	金ヶ崎町	米沢市	会津美里町	阿賀野市
由仁町	仙台市	鶴岡市	石川町	佐渡市
月形町	石巻市	酒田市	平田村	魚沼市
北竜町	白石市	新庄市	三春町	胎内市
愛別町	名取市	寒河江市	宇都宮市	聖籠町
美瑛町	角田市	上山市	鹿沼市	田上町
中富良野町	岩沼市	村山市	日光市	阿賀町
小平町	登米市	長井市	小山市	出雲崎町
羽幌町	栗原市	天童市	真岡市	関川村
津別町	東松島市	東根市	大田原市	富山市
斜里町	大崎市	尾花沢市	さくら市	魚津市
小清水町	蔵王町	南陽市	那須烏山市	氷見市
大空町	村田町	山辺町	上三川町	砺波市
豊浦町	川崎町	河北町	益子町	南砺市
音更町	丸森町	朝日町	壬生町	立山町
土幌町	亘理町	大江町	野木町	入善町
上土幌町	山元町	大石田町	塩谷町	金沢市
鹿追町	松島町	最上町	那珂川町	七尾市
標茶町	大和町	高畠町	前橋市	小松市
鶴居村	大郷町	川西町	高崎市	輪島市
青森市	富谷町	白鷹町	伊勢崎市	珠洲市
弘前市	大衡村	飯豊町	太田市	加賀市
黒石市	色麻町	三川町	渋川市	羽咋市
五所川原市	加美町	庄内町	藤岡市	かほく市
十和田市	涌谷町	遊佐町	みどり市	白山市
むつ市	美里町	福島市	玉村町	能美市
つがる市	秋田市	会津若松市	邑楽町	津幡町
平川市	能代市	郡山市	熊谷市	志賀町
外ヶ浜町	横手市	いわき市	行田市	宝達志水町
板柳町	大館市	白河市	加須市	中能登町
鶴田町	男鹿市	喜多方市	鴻巣市	能登町
中泊町	湯沢市	相馬市	深谷市	福井市
五戸町	鹿角市	二本松市	吉見町	敦賀市
盛岡市	由利本荘市	田村市	鳩山町	大野市
花巻市	潟上市	南相馬市	美里町	勝山市
北上市	大仙市	伊達市	新潟市	あわら市
久慈市	北秋田市	桑折町	長岡市	永平寺町
遠野市	にかほ市	天栄村	三条市	池田町
一関市	仙北市	下郷町	柏崎市	南越前町
八幡平市	上小阿仁村	南会津町	新発田市	おおい町
奥州市	三種町	西会津町	見附市	若狭町

定量分析対象市町村				
長野市	愛西市	佐用町	東広島市	いの町
松本市	あま市	香美町	廿日市市	中土佐町
上田市	津市	新温泉町	安芸高田市	四万十町
伊那市	四日市市	奈良市	安芸太田町	黒潮町
駒ヶ根市	伊勢市	桜井市	北広島町	佐賀市
大町市	松阪市	宇陀市	大崎上島町	唐津市
飯山市	桑名市	有田市	世羅町	鳥栖市
茅野市	鈴鹿市	湯浅町	神石高原町	多久市
塩尻市	亀山市	鳥取市	下関市	伊万里市
安曇野市	いなべ市	米子市	宇部市	武雄市
飯島町	志摩市	倉吉市	山口市	鹿島市
南箕輪村	菰野町	岩美町	萩市	小城市
中川村	多気町	八頭町	防府市	嬉野市
松川町	大台町	三朝町	岩国市	神埼市
喬木村	玉城町	湯梨浜町	長門市	吉野ヶ里町
豊丘村	大津市	琴浦町	柳井市	上峰町
筑北村	彦根市	北栄町	美祢市	みやき町
池田町	近江八幡市	大山町	周南市	玄海町
松川村	草津市	南部町	山陽小野田市	大町町
小谷村	守山市	伯耆町	阿武町	江北町
信濃町	野洲市	日南町	高松市	白石町
栄村	高島市	江府町	丸龜市	熊本市
岐阜市	竜王町	岡山市	坂出市	八代市
高山市	豊郷町	津山市	善通寺市	玉名市
関市	甲良町	総社市	観音寺市	山鹿市
中津川市	京都市	高梁市	さぬき市	菊池市
瑞浪市	福知山市	新見市	東かがわ市	宇土市
羽島市	舞鶴市	備前市	三豊市	上天草市
恵那市	綾部市	赤磐市	三木町	阿蘇市
可児市	宮津市	真庭市	綾川町	天草市
山県市	亀岡市	美作市	琴平町	合志市
飛騨市	京田辺市	和気町	多度津町	和水町
本巣市	京丹後市	矢掛町	まんのう町	大津町
郡上市	南丹市	鏡野町	今治市	南阿蘇村
下呂市	京丹波町	勝央町	宇和島市	甲佐町
海津市	与謝野町	奈義町	西条市	氷川町
神戸町	神戸市	西粟倉村	大洲市	芦北町
輪之内町	洲本市	久米南町	西予市	錦町
揖斐川町	豊岡市	美咲町	東温市	多良木町
大野町	赤穂市	吉備中央町	久万高原町	湯前町
白川町	三田市	広島市	内子町	相良村
東白川村	篠山市	吳市	伊方町	あさぎり町
掛川市	養父市	三原市	愛南町	大分市
御殿場市	丹波市	尾道市	高知市	中津市
津島市	南あわじ市	福山市	宿毛市	日田市
刈谷市	朝来市	府中市	四万十市	佐伯市
安城市	淡路市	三次市	香美市	臼杵市
新城市	上郡町	庄原市	北川村	竹田市

定量分析対象市町村				
豊後高田市	玖珠町	えびの市	薩摩川内市	姶良市
杵築市	都城市	三股町	日置市	さつま町
宇佐市	日南市	高原町	霧島市	錦江町
豊後大野市	小林市	美郷町	南さつま市	
由布市	日向市	鹿屋市	志布志市	
国東市	串間市	出水市	南九州市	
九重町	西都市	西之表市	伊佐市	